令和3年第1回定例会(2月議会)

教育公安委員会(分科会)会議録

書記 山崎裕介 録

招集年月日時 令和3年2月1日(月曜日)

予算特別委員会終了後

招 集 場 所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会(2月議会)における案件(委員会)

1 議案第18号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例案

2 議案第30号

交通事故に係る和解について

3 議案第31号

交通事故に係る和解について

4 議案第67号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を 改正する条例案

5 議案第68号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する 条例案

6 議案第69号

秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 案

7 請願第7号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための政府予算に係る意見書採択に関する請願に ついて

8 請願第11号

秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

9 請願第41号

高等学校の現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

10 陳情第28-1号

私立学校への助成強化並びに建学の精神の基で 特色ある教育実現の促進について

11 付託案件以外の教育委員会及び警察本部関係の 所管事項

本定例会(2月議会)における案件(分科会)

1 議案第1号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第12 号) (教育委員会及び警察本部の関係部門)

2 議案第32号

令和3年度秋田県一般会計予算 (教育委員会及び警察本部の関係部門)

3 議案第86号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第13号) (教育委員会及び警察本部の関係部門)

令和3年2月1日(月曜日)

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程

本目の出席状況

出席委員

委員長 髙 橋 武 浩 副委員長 佐々木 雄 太 林 康 委 員 北 司 員 委 鶴田有 司 児玉政明 委 員 委 員 三 浦 茂 人 委 員 沼 谷 純

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山崎裕介

議会事務局政務調査課 安 原 駿 平 教育庁総務課 川 田 悟 志

警察本部警務部総務課 高 岡 義 明

会議の概要

午前10時43分 開会

出席委員

委員長 髙 橋 武 浩 副委員長 佐々木 雄 太 委 員 北林康司 員 委 鶴田有司 員 児 玉 政 明 委 員 浦 委 茂 人 員 沼谷 純

説明者

教育長 安 田 浩 幸 西 弘 紀 教育次長 小 石 川 昭 教育次長 政 総務課長 片 村 有 希 警察本部長 久 \blacksquare 誠 警務部長 後 藤 健太郎

警務部参事官(兼)総務課長

阿部哲也

警務部会計課長 伊藤 勝

委員長

ただいまから、教育公安委員会を開会します。 本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第1回定例会2月議会を通しての会議録署名員に は、児玉政明委員、三浦茂人委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。 審査日程案及び付託議案一覧表を配付しています ので、これらを御覧ください。

なお、審査日程案では、補正予算関係については、2月10日水曜日に警察本部関係、2月12日金曜日に教育委員会関係の審査を、また当初予算関係については、2月16日火曜日に警察本部関係、2月17日水曜日と18日木曜日に教育委員会関係の審査をそれぞれ行うこととしております。

審査日程案について、御意見等はございませんか。 【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程から ずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知お きください。

以上で日程協議を終了します。

本日はこれをもって散会し、2月10日水曜日、 予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、 警察本部の補正予算関係の付託議案等の審査を行い ます。

散会します。

午前10時45分 散会

令和3年2月10日(水曜日)

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 議案第1号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第12 号) (警察本部の関係部門) (趣旨説明・質疑)

3 議案第30号

交通事故に係る和解について

(趣旨説明・質疑)

4 議案第31号

交通事故に係る和解について

(趣旨説明・質疑)

本目の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長 (副会長) 佐々木 雄 太 員(分科員) 北林康 司 委 員 (分科員) 鶴 田 有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 委 員(分科員) 三 浦 茂 人

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

裕 介 山崎 亚 議会事務局政務調査課 安 原 駿 志 教育庁総務課 Ш 田悟

眀 警察本部警務部総務課 高 岡義

会議の概要

午後2時1分 開議

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 委 員(分科員) 北林康 司 委 員(分科員) 鶴 田 有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明

三浦茂人 員(分科員)

説明者

警察本部長 久 田 誠 警務部長 後 藤 健太郎 生活安全部長 团 部 清喜 刑事部長 永 井 広 幸 交通部長 亚 間伸 司 警備部長 髙 橋

警務部参事官(兼)首席監察官

三浦 潔

警務部首席参事官(兼)警務課長

町 井 浩 一

生活安全部首席参事官(兼)生活安全企 画課長 荻 原

生活安全部首席参事官(兼)サイバー犯 罪対策課長 納谷貴志

刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長

伊藤主税

交通部首席参事官(兼)交通企画課長

加藤伸一

交通部首席参事官(兼)運転免許センタ 一長 佐藤利広

警務部首席参事官(兼)警備第一課長

佐藤雅宏

警務部参事官(兼)総務課長

阿部哲

生活安全部参事官(兼)地域課長

悴 田 覚

生活安全部参事官(兼)少年女性安全課 渡 部

交通部参事官(兼)交通規制課長

虎 谷 一

警備部参事官(兼)警備第二課長

石 川 幸

警務部会計課長 伊藤 勝

委員長 (会長)

ただいまから、教育公安委員会及び予算特別委員 会教育公安分科会を開きます。

本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。第1 回定例会2月議会を通しての分科会会議録署名員に は児玉分科員、三浦分科員を指名します。

次に、警察本部関係の審査を行います。

議案に関する審査を行います。

議案第30号及び議案第31号を一括議題としま

また、分科会では議案第1号のうち、警察本部の 関係部門について審査を行います。

警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

委員長 (会長)

初めに、予算関係の議案の審査を行います。 関係課長の説明を求めます。

会計課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料 により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。 ただいまの説明についての質疑を行います。

佐々木雄太委員 (分科員)

繰越明許費のところで、交通信号機と管制システム整備について、繰越明許になった経緯——どうして入札不調に陥ったのかなど——を把握していたら教えてください。

交通部長

繰越しする事業の内容ですが、道路管理者の工事の遅れや計画の変更などによって遅れるものが5件あります。そのほかの5件が先ほど委員から指摘のありました入札不調であります。ただ、この内容については、業者が応札してくれないという状況で、業者の話では、別の事業を受注してしまい、対応できない部分もあったとのことです。

佐々木雄太委員 (分科員)

この入札不調や工事遅れによって整備予定箇所に おける安全確保は、現在どうなっていますか。

交通部長

ほぼ移設の事業であり、既存の信号機で運用等していますので、現時点では交通等に支障はないと考えています。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部関係の予算関係の議案の質疑を終 了します。

次に、警察本部関係の予算関係議案以外の議案の 審査を行います。

関係部長の説明を求めます。

警務部長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部関係の議案についての質疑を終了 します。

本日はこれをもって散会し、明後日、2月12日 金曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、 教育委員会の補正予算関係の審査を行います。 散会します。

午後2時22分 散会

令和3年2月12日(金曜日)

本目の会議案件

1 議案第1号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第12 号)(教育委員会の関係部門)

(趣旨説明・質疑)

2 議案第18号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例案 (趣旨説明・質疑)

3 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 員(分科員) 北林康 司 委 委 員(分科員) 鶴田有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 三浦茂人 委 員(分科員)

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山 﨑 裕 介 議会事務局政務調査課 安 原 駿 平 教育庁総務課 川 田 悟 志 警察本部警務部総務課 高 岡 義 明

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 委 員(分科員) 北林 康 司 委 員(分科員) 鶴田 有 司 委 児 玉 政 員(分科員) 明 浦茂 委 員(分科員) 人

説明者

教育長 安 \mathbf{H} 浩 幸 教育次長 西 弘 紀 小 教育次長 石 川 政 昭 総務課長 片 村 有 希 総務課施設整備室長 俵 谷 浩 教職員給与課長 真 田 郁 朗 幼保推進課長 袴 田 次 郎

 義務教育課長
 中
 山
 恭
 幸

 高校教育課長
 伊
 藤
 雅
 和

 特別支援教育課長
 新
 井
 敏
 彦

 生涯学習課長
 袴
 田
 次
 郎

 生涯学習課文化財保護室長

武藤旅港保健体育課長高橋周也福利課長丸山隆

委員長 (会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きま す。

教育委員会の補正予算関係の議案の審査を行います。

議案第18号を議題とします。

また、分科会では議案第1号のうち、教育委員会 の関係部門について審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長 (会長)

初めに、予算関係の審査を行います。 関係課室長の説明を求めます。

総務課長

【補正予算内容説明書により説明】

総務課施設整備室長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料 により説明】

教職員給与課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

幼保推進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

義務教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

特別支援教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

生涯学習課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【補正予算内容説明書により説明】

保健体育課長

【補正予算内容説明書により説明】

福利課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑は、総務課から順に、課室ごとに行います。

初めに、総務課関係で何か質疑はありますか。

北林康司委員 (分科員)

私学の助成について、後でいいので計算の仕方— 一例えば1人単価幾らとか——の資料をいただきた いです。

委員長 (会長)

では、後で資料をお願いします。ほかにありませんか。

三浦茂人委員(分科員)

育英事業助成費で2億800万円ほど減額しています。説明では、繰上償還もあったとのことですが、この繰上償還について、例年と比べて多いか少ないかは分かりますか。それとも、割合的には少ないのですか。

総務課長

正確な額は後で御報告しますが、繰上償還の額は 例年どおりで、この3年間は補助金が不要になる状 況が続いています。今回も同様です。

それから、育英事業――この奨学金制度については、国の奨学金がかなり急速に拡充しており、昨年度から高等教育の無償制度が始まりました。そうしたことも相まって秋田育英奨学金の希望者がかなり減ってきています。今回も320人募集したのですが、その7割程度の230人程度しか集まらない状況がでした。そういうこともあって、予算が不要となる状況になっています。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。

委員長(会長)

よろしいですか。ほかに。

鶴田有司委員 (分科員)

障害者雇用対策事業が647万円の実績減ですが、 これは計画どおりにいかなかったということもある のですか。

総務課長

今年度は18名を障害者雇用とするため、会計年度任用職員18名を募集したのですが――予算としては4月から3月までの分を計上していますが――実際に採用したのが5月や6月であったりしますので、数か月分の経費が浮いてしまうことがあります。それから、採用したにもかかわらず具合が悪くなって辞めた方もいましたので、そういう形で予算が余る結果となりました。

鶴田有司委員(分科員)

特に計画どおりにいかなかったわけではないのですね。

総務課長

18名は一応集まりました。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、施設整備室関係で何かありませんか。

北林康司委員(分科員)

かつて、地震の後に委員会で西仙北高等学校へ行ったことがありました。そのとき、結構傾斜のきついところが見られました。今回はそうしたところが崩れたのですか。

総務課施設整備室長

今回の原因ですが、まず雨量が多かったことがあります。線状降水帯がかかり続けたことで、大曲大正寺観測地点において24時間雨量が200ミリ弱、1時間雨量が50ミリほどの雨となり、それがまず大きな一つの原因と考えています。

また、西仙北高等学校は、もともと山だったところを切り開いて造成した経緯があります。見取図にもあるように、地山の部分を削って、それから盛土した部分があります。今回崩れたのは盛土した部分です。なお、建物には影響はないとの意見をもらったところです。

北林康司委員(分科員)

建物には影響がなくても工事するのですか。

総務課施設整備室長

取りあえず今回の崩落箇所については、従前より も太い排水管を入れ、暗渠(地下に設けられた外か らは見えない水路のこと。)についても排水機能を 付加させる工事をしていきたいと思っています。

北林康司委員(分科員)

そうですか、分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

鶴田有司委員(分科員)

今の関連ですが、最近は不測の事態がいつ起きる のか分からない状況ですが、ほかの学校における不 安要素の調査は別に要らないのですか。

総務課施設整備室長

各学校がどういう状況のところにあるかは、基本 認識として持っていますので、大々的な調査をする 予定は今のところ持って……

鶴田有司委員(分科員)

特に問題をはらんでいるところは今のところ見当たらないということですか。状況を把握しているのだから、問題はないのだと思いますが――例えば、横手城南高等学校は山の中腹にある学校ですよね。 危険だと思われる箇所が幾らかはあると思ったものですが、特にないのですよね。

総務課施設整備室長

現時点で危ない箇所はないと思っています。各学

校で定期的に校地を巡回しており、その際何らかの 危惧、支障等があれば、連絡をもらい早急に対処し ようと思っています。

鶴田有司委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

関連して、今回建物には影響がなかったとのことですが、提出資料に記載されている、幅32メーター、長さ15メーター、比高差11メーターという崩壊規模は、建物のどの辺まで迫ったのか分かりますか。例えば目前まで迫ったとか、その辺は分かりますか。

総務課施設整備室長

図面上の白い銀屋根がセミナーハウスですが、その7メーターの箇所から崩れました。

三浦茂人委員 (分科員)

では、建物までは7メーターの余裕があったのですね。

総務課施設整備室長

そのとおりです。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。見取り図上で、左側を見ると白い筋がありますが――これは高速道路なのか何なのか分かりませんが――その下にため池か何かがあるように見えますが、これは何か分かりますか。

総務課施設整備室長

これは堤です。田んぼ等に水を供給するための堤です。

三浦茂人委員 (分科員)

先ほどいろいろな工法の話もありました。今回の 崩落箇所とは離れていますが、この堤から水があふ れるとか、そういう危険性はもう検証されているの ですよね。ここに造るときから多分検証していると 思いますが、今回この堤の影響は全く心配しなくて も大丈夫ですか。

総務課施設整備室長

ここは隣接が民間の山林になっており、そちらに ある程度土砂は流れ込んでいますが、地権者からは 特段補償等を求められてはおりません。復旧工事を 行うに当たって何本か樹木を伐採しなければならな い状況であれば伐採しても良いとの話もされていま す。

また、この堤ですが、平成25年にも西仙北高等学校で今回と同じのり面崩壊がありました。その際には――田んぼに水を供給しているものですので――その水が濁ってしまったことがありましたが、今回はそのような濁り等もなく、堤の所有者からは特段何も話をされていません。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、教職員給与課関係で何かありませんか。よ ろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、幼保推進課関係で何かありませんか。よろ しいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、義務教育課関係で何かありますか。

佐々木雄太委員 (分科員)

児童生徒の学びの保障推進事業について、結果的 には実績見込みにより減額となったとの説明でした が、この内容を詳しく聞かせてください。

義務教育課長

本事業の内容は大きく分けて3つあります。

1つ目は今回新型コロナウイルス感染症の影響による一斉休業を受けて、夏休みに授業の補習をしてもらうための非常勤講師の追加配置、2つ目は学習の遅れを取り戻してもらうための学習指導員の配置、3つ目は学校内の消毒作業等をしてもらうスクールサポートスタッフの配置です。

大きな減額理由としては、学習指導員について、 もともと7月補正の際に90名程度の配置を予定し ていましたが、実際には61人であり7割程度にと どまりました。また、消毒作業等をしてもらうスク ールサポートスタッフについても90名程度を想定 していましたが、実際には83人であり9割程度の 配置になりました。

佐々木雄太委員 (分科員)

おそらくそうだと思いましたが、たしか補正予算の審査の際、人が集まるかについて議論した記憶があります。教職員OBへの働きかけや、ハローワークでの求人などについて議論しましたが、結果として義務教育課で考えていた人数に満たなかった。特に、学習指導員に関しては7割までしか集めることができなかった。

児童の学習の遅れをサポートするという事業目的 でしたが、この結果を受けて、効果に関してはどう 分析していますか。

義務教育課長

御指摘のように、市町村においても人を集めるのは大変だったようです。学習指導員については、90名程度の予算を確保していましたが、実際の市町村の要望人数が70名程度、さらに募集をかけた

ところ61名となっており、9名程度は採用できなかったところです。実際の要望人数70名であったことを考えると、ある程度の人数は配置できたものと考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

今の説明を聞くと納得できるところもありますが、 反対に要望しなかった市町村教育委員会は――どの くらいの数がいたか分かりませんが――自分達でし っかりサポートできるので要望しなかったとの認識 でよろしいですか。

義務教育課長

その点については、自前の人材である程度賄える 市町村もあったでしょうし、年度途中でしたので、 募集しても集まらない可能性を見越して要望しない 市町村もあったと思います。

佐々木雄太委員 (分科員)

結果として、児童の学習の遅れは問題なく取り戻せたのですか。

義務教育課長

本事業により、夏期休業中は確実に人も配置でき、 学習の遅れについては取り戻せている状態ですので、 問題なく支援できたと思っています。

佐々木雄太委員(分科員)

以上です。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

児玉政明委員(分科員)

小学校費と中学校費における教職員旅費について、 どちらも結構大きな減額になっていますが、減額理 由を教えてください。

義務教育課長

今年度は新型コロナウイルスの影響により、県で 実施する研修を中止等とすることが多くありました。 これにより、そもそも集まる機会が減りましたので、 その分旅費が大きく減っています。また、先生方の 移動範囲も縮小しましたので、その影響も大きいで す。

児玉政明委員 (分科員)

研修については、単に研修自体を中止としただけではなく、例えばオンライン実施などの代替措置も 取ったのですか。

義務教育課長

単に中止したものもありますが、そういった場合でも資料配付の上、レポート提出を求めるなど、可能な限り研修の成果を得られるよう工夫しています。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、高校教育課関係で何かありますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

それでは次に、特別支援教育課関係で……

義務教育課長

すみません。先ほどの児玉委員の旅費に関する御 質問についてですが、修学旅行を中止した学校が幾 つかありましたので、それも大きく影響しています。

委員長 (会長)

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、特別支援教育課関係で何かありますか。よ ろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、生涯学習課関係で何かありますか。

三浦茂人委員 (分科員)

提出資料の8ページ及び9ページに記載のある新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者への支援についてです。指定管理施設が2つ対象となっていますが、教育委員会で所管している指定管理施設はこの2つだけですか。それとも、他施設もある中で、対象となったのが2施設だけと理解すればよいですか。

生涯学習課長

教育委員会で所管している指定管理施設は、青少年交流センター、自然体験活動センター及び県立美術館の3施設であります。

三浦茂人委員(分科員)

提出資料の9ページにイメージ図もありますが、 先ほどの説明で総務部が計算したものとのことで、 青少年交流センターが267万5,000円、それ から自然体験活動センターは46万1,000円と ありますが、これは後で結構ですので、どのように 算出されたのか教えてください。

また、利用料金減収率の部分で利用料金収入実績額の平均とありますが、平均を出す期間についても後でいいので教えてください。去年から新型コロナウイルス感染症の影響があったので、それも平均に入れているのか、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響がない期間の平均なのか、その辺を知りたいです。

生涯学習課長

過去4年間の平均を出しています。

三浦茂人委員(分科員)

その4年間には、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度は含まれていないのですか。

新型コロナウイルス感染症の影響があった年を入れ てしまうとあまり比較にならないと思います。

具体的にいつの平均なのか、後で結構ですが教え てください。

委員長 (会長)

後で資料をお願いします。

生涯学習課長

平成28年度から令和元年度の4年分であります。 令和元年度については、新型コロナウイルス感染症 の影響を受けた可能性がある2月、3月分も入って います。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、文化財保護室関係で何かありませんか。よ ろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、保健体育課関係で何かありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

最後に、福利課関係で何かありませんか。よろしいですか

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長(会長)

以上で教育委員会の補正予算関係議案に関する質 疑を終了します。

次に、教育委員会の補正予算関係以外の議案の審 査を行います。

関係課長の説明を求めます。

教職員給与課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

鶴田有司委員(分科員)

防疫業務手当の内容は理解できますが、学校の先生が消毒作業を行う場合には、校長先生か誰かが指示すると思いますが、手当以前に、どのように作業に当たるかなどを決める必要があると思います。その辺はどうなっていますか。

教職員給与課長

消毒作業自体は日常の清掃作業の中でやっている ものと変わりませんが、1月の秋田市内の事例では、 防護服に準ずるようなビニールの服を着て作業した と聞いています。

鶴田有司委員 (分科員)

消毒に関するルールなども準備しておかなければならないのではないですか。

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを県内全ての学校に周知していますが、その留意事項の中に、委員が心配されている点も含まれています。消毒作業の際には完全武装をしなくても、作業中に目や鼻、口を触らないといった内容となっています。

鶴田有司委員 (分科員)

そうしたマニュアルがあった上で、この手当を支 給すると捉えればいいのですね。

保健体育課長

そのとおりです。24時間から72時間程度はウイルスが生存するとされていますので、感染者が発生した時間帯によっては、夜中に消毒しなければならない場合もあります。そうした部分にも対応したマニュアルとなっています。

鶴田有司委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

衛生管理マニュアルは文部科学省から通知された ものですが、この防疫業務手当も全国共通ですか。 特殊勤務手当は、今回追加する防疫業務手当も含め て3種類ですが、手当の額も含めて全国一律なのか、 それとも秋田県独自のものか教えてください。

教職員給与課長

制度自体は全国的にありますが、条例を県、市町村でそれぞれ制定している県と、そうでない県があり、後者は県条例が市町村にも適用される扱いになっています。全国的には半分程度がそうなっているようです。

手当の額については、国家公務員の制度で定める 金額と同額であります。

なお、今回追加する防疫業務手当以外の特殊勤務 手当は、1つ目が多学年学級手当で、これは複式の 3学年を一度に持つ場合は350円、2学年を一度 に持つ場合は290円の手当であり、2つ目が教育 業務連絡指導手当で、これは生徒指導主事や総務主 任、教務主任の場合は200円の手当となっていま す。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。ありがとうございます。

委員長(会長)

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。 【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会の議案についての質疑を終了します。

次に、教育委員会関係の所管事項に関する審査を 行いますが、準備のため暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時24分 再開

出席委員(分科員)

 委員長(会長)
 髙 橋 武 浩

 副委員長(副会長)
 佐々木 雄 太

 委員(分科員)
 北 林 康 司

 委員(分科員)
 鶴 田 有 司

 委員(分科員)
 児 玉 政 明

 委員(分科員)
 三 浦 茂 人

説明者

教育長安田浩幸教育次長小西弘紀教育次長石川政昭総務課長片村有希教職員給与課長真田郁朗高校教育課長伊藤雅和

委員長 (会長)

委員会を再開します。

初めに、執行部より発言を求められておりますのでこれを許可します。

高校教育課長

【提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

北林康司委員 (分科員)

本事案について、手当の支給に当たって細かくチェックしていれば簡単に見つかるものと思います。いくらチェックしてもミスが発生することもありますが、事務長や校長がしっかりチェックしなければならない。私は何度もこのことを申し上げています。それでも、なかなか不祥事案が減らない。現校長及び前校長が厳重注意とされていますが、やはりトップの責任だと思いますので、しっかりと指導するようお願いします。

高校教育課長

本事案においては、書類上は気づきにくい部分も あったと思いますが、御指摘のとおり、厳格に確認 するべきだったと思います。

本事案を受けて、手当等の受給者に対する現況の 確認を徹底したいと思っています。確認に当たって は、適正な届出方法や受給要件について再度説明す ることも考えています。

また、新規申請時においては、契約内容の詳細を 聞き取った上で書類等を確認すること、さらに、そ うした確認作業は事務長、校長を含む複数職員で行 うことを徹底するよう指導してまいります。

北林康司委員(分科員)

実際に支払った金額とは異なる領収書を出した貸 主側は全く問題にはならないのですか。

高校教育課長

その点については、県の顧問弁護士にも相談していますが、貸主側を立件することは難しいだろうと 言われています。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

佐々木雄太委員(分科員)

不正受給した分の金額は、現時点で本人から県に 支払われているのですか。

高校教育課長

不正受給分ですが、本来の正しい手当の額は月額 1万3,000円であり、実際に受給していた手当 とは月額で1万4,000円の差額があります。 32か月分で44万8,000円になりますが、こ れについては、この後学校からの申請に基づいて弁 済されることとなります。

なお、現時点で、本人は返済意思を明確に示して います。

佐々木雄太委員(分科員)

今回、処分は停職1年ということで、恐らく過去 の不祥事案等を参考に決定したと思いますが、この 設定根拠をお聞かせください。

高校教育課長

今回と同じ状況の事案はなかなかありませんでしたが、類似として、平成30年度に偽造した診断書によって病気休暇を不正取得した事案がありました。この事案においても停職1年の処分となっています。

佐々木雄太委員(分科員)

10日の教育委員会会議で処分が決定になってますが、その際、この停職1年の処分に関して何か議論はありましたか。

高校教育課長

様々な御意見がありました。

本人は5万5,000円の家賃に対して2万7,000円を支払っていたのですが、残りの2万8,000円について、「借金のつもりだった。」「後々返済できる状況になったときに返済するつもりでいた。」と話していました。この「いずれ返す」という点の判断が難しいとの御指摘もありました。

その中で最終的に、3年にわたり支払いの実態がない5万5,000円の領収書を貸主に依頼して作

成させ、それを学校に提出していた点については、 虚偽申請だろうと判断したところです。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

鶴田有司委員(分科員)

アパートの賃料を現金で払い、虚偽の領収書をもらっていたとのことですが、通常、送金であれば領収書自体がないと思います。そうした支払い方法に関して周知が徹底されていなかったのですか。

意図的に現金で払ったのかどうかは分かりませんが、支払いは振込によるものと決まってないのですか。

高校教育課長

賃料の支払い方法はこちらで定めているものではなく、契約時に借主と貸主の間で決定されるものですが、今回の場合は、契約書類上で振込による支払いとされていたにもかかわらず、現金払いの領収書が学校に提出されていたので疑問に思い確認したところ、本人から申告があったものです。

鶴田有司委員 (分科員)

特に定めはないわけだ。たまたま本事案がそうなっていたのですか。

これは管理する側も大変な作業になりますね。どれくらいの先生がアパート住まいなのかは分かりませんが、今後このような不正が起きないようにするためには、管理についても考えていかなければならないと思いますが、どうですか。

高校教育課長

先ほども一部申し上げたのですが、支払いの実態を確認する必要もあると思います。振込であっても現金払いであっても口座引き落としであっても、それぞれ確認方法はあると思いますので、支給対象者一人一人に対してきめ細かく確認することになると思います。

教職員給与課長

契約書類上は振込であるにもかかわらず現金払い とされるパターンについては、同じアパートに大家 さんが住んでいる場合などでありました。

最近では、ほとんどが引き落としか振込になっていますので、現金の領収書が提出された場合には口頭で確認する必要があると考えています。

鶴田有司委員(分科員)

そうした管理の部分もしっかりとお願いします。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会関係の所管事項に関する質疑を 終了します。

本日はこれをもって散会し、2月15日月曜日、

予算特別委員会終了後に委員会を開き、補正予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。 散会します。

午前11時38分 散会

令和3年2月15日(月曜日)

本日の会議案件

1 議案第18号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

2 議案第30号

交通事故に係る和解について

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

3 議案第31号

交通事故に係る和解について

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

本日の出席状況

出席委員

委員長 髙 橋 武 浩 副委員長 佐々木 雄 太 北林 司 委 員 康 委 員 鶴田 有 司 児 玉 政 委 員 明 委 員 三 浦 茂 人

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山崎裕介議会事務局政務調査課安原駿平教育庁総務課川田悟志警察本部警務部総務課高岡義明

会議の概要

午後1時33分 開会

出席委員

髙	橋	武	浩
佐る	木	雄	太
北	林	康	司
鶴	田	有	司
児	玉	政	明
三	浦	茂	人
	佐北鶴児	佐々木 뫪 田 玉	髙 佐 北 鶴 児 三 雄 康 有 政 茂

説明者

教育長	安	田	浩	幸
教育次長	小	西	弘	紀
教育次長	石	JII	政	昭
総務課長	片	村	有	希
警察本部長	久	田		誠
警務部長	後	藤	健力	上郎

警務部参事官(兼)総務課長

阿 部 哲 也伊 藤 勝

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

警務部会計課長

初めに、各委員から発言通告がありませんので、 補正予算関係の付託議案に関する質疑は終局したも のと認めます。

それでは、補正予算関係の付託議案について、討 論・採決を行います。

議案第18号、議案第30号及び議案第31号、 以上3件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第18号ほか2件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第18号ほか2件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件のうち、補正予算関係の議案の審査は全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、2月16日火曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、警察本部の当初予算関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後1時34分 散会

令和3年2月16日(火曜日)

本日の会議案件

1 議案第32号

令和3年度秋田県一般会計予算(警察本部の関係部門) (趣旨説明・質疑)

2 議案第69号

秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 案 (趣旨説明・質疑)

3 議案第86号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第13 号)(警察本部の関係部門)(趣旨説明・質疑)

4 警察本部関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本目の出席状況

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長 (副会長) 佐々木 雄 太 委 員(分科員) 北林康司 委 員 (分科員) 鶴 田 有 司 明 委 員(分科員) 児 玉 政 委 員(分科員) 三 浦 茂 人

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山崎裕介議会事務局政務調査課安原駿平教育庁総務課川田悟志警察本部警務部総務課高岡義明

会議の概要

午前11時21分 開議

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 委 員(分科員) 北林康 司 委 員(分科員) 鶴田有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 三 浦 茂 員(分科員) 人

説明者

警察本部長 誠 久 田 警務部長 後 藤 健太郎 生活安全部長 团 部 清喜 刑事部長 永 井 広 幸 交通部長 亚 間伸 司 警備部長 髙 橋

警務部参事官(兼)首席監察官

三 浦 潔

警務部首席参事官(兼)警務課長

町 井 浩 一

生活安全部首席参事官(兼)生活安全企 画課長 荻原 勲

生活安全部首席参事官(兼)サイバー犯 罪対策課長 納 谷 貴 志

刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長

伊藤 主税

交通部首席参事官(兼)交通企画課長 加藤伸一

交通部首席参事官(兼)運転免許センタ 一長 佐藤利広

警務部首席参事官(兼)警備第一課長

佐 藤 雅 宏

警務部参事官(兼)総務課長

阿部哲也

生活安全部参事官(兼)地域課長

生活安全部参事官(兼)少年女性安全課長 渡 部 仁

交通部参事官(兼)交通規制課長

虎 谷 一 美

警備部参事官(兼)警備第二課長

石 川 幸 -

警務部会計課長 伊藤 勝

委員長(会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きま す。

警察本部の議案に関する審査を行います。

初めに、昨日追加提案された令和2年度の補正予 算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第86号のうち警察本部の 関係部門について審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

会計課長

【予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部の追加提案分の補正予算に関する 議案についての質疑を終了します。

次に、警察本部の当初予算関係の議案に関する審 査を行います。

議案第69号を議題とします。

また、分科会では議案第32号のうち、警察本部

の関係部門についての審査を行います。 警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

委員長 (会長)

次に、関係課長の説明を求めます。

会計課長

【議案〔3〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。 審査の途中ですが、昼食のため休憩します。 再開は、午後1時30分とします。

午前11時49分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 員(分科員) 北林康司 委 員(分科員) 鶴 田 有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 委 員(分科員) 三浦茂人

説明者

警察本部長久 田誠警務部長後 藤 健太郎生活安全部長阿 部 清 喜刑事部長永 井 広 幸交通部長平 間 伸 司警備部長髙 橋警務部参事官(兼)首席監察官

三 浦 潔

警務部首席参事官(兼)警務課長

町 井 浩 一

生活安全部首席参事官(兼)生活安全企 画課長 荻 原 勲 生活安全部首席参事官(兼)サイバー犯 罪対策課長 納 谷 貴 志 刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長

伊藤 主税

交通部首席参事官(兼)交通企画課長

加藤伸一

交通部首席参事官(兼)運転免許センタ 一長 佐藤利 広

警務部首席参事官(兼)警備第一課長

佐藤雅宏

警務部参事官(兼)総務課長

阿部哲也

生活安全部参事官(兼)地域課長

悴 田 覚

生活安全部参事官(兼)少年女性安全課

夏 渡 部 仁

交通部参事官(兼)交通規制課長

虎谷一美

警備部参事官(兼)警備第二課長

石 川 幸 一

警務部会計課長 伊藤勝

委員長 (会長)

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、警察本部関係の議案の審査を行います。

当初予算関係の質疑を行います。

鶴田有司委員 (分科員)

通信指令システム等維持管理費と警察移動無線通信システム整備費についてですが、整備費が2億9,000万円で、維持管理費が2億5,000万円となっています。維持管理費も随分掛かかっていますが、毎年この程度の金額が掛かるのですか。

警務部会計課長

通信指令システムのリース料が維持費として掛かっています。

鶴田有司委員(分科員)

そうすると、リース料が年間 2 億 5 , 0 0 0 万円、そのほかに整備費が 2 億 5 , 0 0 0 万円掛かるのですか。

警務部会計課長

通信指令システムの維持費として、年間1億 5,600万円ほどのリース料が掛かっています。 これに加え、通信無線システムの整備費について 新たに2億9,000万円を要求しています。

鶴田有司委員(分科員)

機器更新だと思いますが、新しくするのですね。

警務部会計課長

そのとおりです。無線機の機器を更新するものです。

生活安全部長

維持管理費は、毎年同程度の金額が掛かっており、 110番システムの維持管理や回線料等が含まれて います。

整備費は、先ほど会計課長が説明したとおり、通信指令の無線機等のシステム更新に要する経費であり、今回追加で掛かっているものです。

鶴田有司委員 (分科員)

維持管理と整備で別物なのですね。

生活安全部長

おっしゃるとおりです。

鶴田有司委員 (分科員)

そうすると、通信指令システム等維持管理費は 110番システムで、無線通信システム整備費はパトカー等との無線通話のシステムということですか。

生活安全部長

おっしゃるとおりです。今回更新する無線通信システムは、平成18年に整備されたもので老朽化が進んでいるほか、電波法の規則の改正により、令和5年1月には現在の無線機が使用できなくなります。これを踏まえ、平成27年から警察庁が主体となって全国で順次更新作業を行っており、今回、東北と北海道が最後となっています。

鶴田有司委員(分科員)

これは全国同じシステムを使うのですか。地域性は多少あるかもしれないが、大体同じシステムですか。

生活安全部長

システムは全国一律のもので、国費対応となっていますが、国費で足りない部分は県費で対応する形になっています。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。

私も通信関係のシステムを見たことがなかったものですから、今度機会をみて確認したいと思います。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

三浦茂人委員 (分科員)

提出資料の2ページにある警察施設費について、 資料に写真が載っていますが、この写真はどこの交 番ですか。もし分かりましたら、参考までに教えて ください。

生活安全部長

これは、先日開所式を行った五城目警察署昭和交番の外観となります。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

それでは、単純な質問ですが教えてください。秋田中央警察署幸町交番の移転改築について、予算額が約1億200万円となっていますが、これはいつ運用開始するのですか。

生活安全部長

新交番に関しては、この予算が承認された段階で、まず6月頃から建築を始め、大体完成が2月から来年の3月あたりになります。運用に関しては、その後に各種説明を行い、令和4年の1日から新たな交番――応この名称についても今は「幸町泉交番」を予定はしていますが――の運用開始を予定しているところです。

(※19ページで発言訂正あり)

三浦茂人委員 (分科員)

予算がついた後、6月辺りから着工して翌年度早

々から稼働するという理解でよろしいですか。

警務部会計課長

補足して説明させていただきます。

今、部長が言ったとおり、6月の中旬には公告後の契約を済ませたいと思います。順調にいきますと12月の上旬頃には建物が完成できると思います。正式な運用については、部長の発言のとおりかと承知しています。

三浦茂人委員(分科員)

名称も泉交番になるわけですね、分かりました。 次に、提出資料4ページの大規模災害対策事業について、電池式信号機の電源付加装置を増強整備するとのことですが――先月の風雪害で自宅付近の交差点の信号がしばらく止まっていたのですが――停電でも対応できる電池式信号機の整備の進捗状況――全てのところではなく、必要と思われるところに整備するのだと思いますが――は分かりますか。

交通部長

停電等発生時に自動で起動する信号機の設置状況ですが、自動起動式信号機には軽油を使ったものとリチウム電池を使ったものの2種類があります。この2種類について、令和2年度末までに合計157基を交差点に設置することになります。

自動起動式信号機のうち、軽油による付加装置が 付いたものは約24時間ほど稼働が可能です。リチウム電池による付加装置は、現在の基準では10時間ほど稼働が可能です。

軽油式は、給油をすれば常時継続的に発電しますが、リチウム電池式は10時間もたてば電源がなくなりますので、可搬式の発動発電機をその場所に持っていって対応することになります。可搬式の発動発電機は、現在全県で227基保有をしています。 先般の暴風雪の際なども、自動起動式信号機のない主要交差点には、この可搬式発動発電機により信号を点灯させていました。

三浦茂人委員(分科員)

災害はいつ来るか分からないため――この間も地震で停電になったところもあるようですが、大きい交差点でなくても交通量の多いところで信号が止まっていると、知らずに交差点に進入する車もあり危険です。そうした主要交差点は全て切り替えていく必要があると思いますが、どのような計画になっていますか。

交通部長

令和2年度は、15基のリチウム電池式付加装置を設置する予定です。2基は工事が終わっていますが、それ以外は現在工事中です。

また、令和3年度予算では、5基を新たに設置する予定です。この設置予定の付加装置はリチウム電池式ですが、これは従来よりも性能が良くなり20

時間ほど稼働できるものであります。

主要な交差点——国道などの幹線道路又は山王かいわいの交通量の多い場所については、ほぼ自動起動式の信号となっていますが、一番古いもので平成7年に設置したものもあり、老朽化の影響が見られるところもあるので、順次交換をしていければと考えています。

三浦茂人委員(分科員)

ちなみに、これは1基当たりどのくらいの金額で すか。

交通部長

大体ですが、軽油式が230万円程度、リチウム 電池式が130万円程度であると承知しています。

三浦茂人委員 (分科員)

結構掛かるのですね。

ちなみに、東日本大震災の際に、規模の大きな交 差点で信号が止まって非常に混雑した記憶がありま したが、そうした大きな交差点はほとんど全て自動 起動式になっているのですよね。

交通部長

例えば、臨海十字路も平成7年に自動起動式となっており、軽油式の付加装置が付いています。これは、平成7年の阪神・淡路大震災を受けて設置されています。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

佐々木雄太委員(分科員)

9款1項1目の鉄砲火薬類許可及び猟銃等所持者 講習事業についてです。

ツキノワグマの出没件数や人的被害が多い現状に 鑑みて、県議会でも野生鳥獣との共生と狩猟者育成 を推進する議員の会を立ち上げ、昨日正に初会合と いいますか、集まりがありました。

猟友会の方々との意見交換において要望が出されたのですが、この猟銃等所持者講習会は平日のみの開催なのですか。是非土日開催も検討してもらいたいとの要望が出されていたのですが、その点について、来年度の開催予定も含めてお聞かせ願えますか。

生活安全部長

猟銃講習会ですが、おおむね2種類あります。

1 つが初めて猟銃を所持する方が受講する初心者 講習、もう一つが猟銃を既に持っている方の更新を 行う経験者講習です。

初心者講習ですが、これに関しては平成26年頃から日曜開催としているほか、平成30年からは実施回数を4回から5回へ、また人数も20人から30人へ増やし、猟銃所持者に配慮した対応をしています。

また、もう1つの経験者講習に関しては、委員の おっしゃるとおり、平日開催であります。現在、東 北各県の動向把握や猟友会を中心としたアンケート 調査を実施しており、利便性の良い回数や曜日など を検討しながら新年度の対応をしていきたいと考え ています。

佐々木雄太委員 (分科員)

そうした検討もしてくれているのであれば、安心 しました。昨日もそうした要望が出ていたので、よ ろしくお願いします。

それから、講習会――初心者講習、経験者講習、 どちらのことなのか分かりませんが、他県では、先 んじて年間スケジュールを公表しているようです。 本県の場合は、ぎりぎりまでスケジュールが見えな いとの意見もあったのですが、その点については現 在どうなっていますか。

生活安全部長

おそらく初心者講習の関係だと思いますが、実は 初心者講習は、銃刀法施行令(銃砲刀剣類所持等取 締法施行令)によって講習会開催の20日前までに 日時と場所、その他関係事項を公表しなければなら ないとされています。秋田県警においては、30日 から40日前までに、県の公報や県警ウェブサイト、 その他掲示板で広報しています。

ただ、委員がおっしゃったとおり、そういう意見があるのも事実であり、他県でも早めの日程公表をしているところがありますので、そういう動向を踏まえながら、新年度検討させていただきたいと思います。

佐々木雄太委員(分科員)

初心者講習を通じて新たなハンターを育成していくという意味では、早い段階でスケジュールを組むほうが、仕事をお持ちの方もいるでしょうし、様々な事情もあり予定を組みやすいと思うので、その点も十分配慮して進めてほしいと思います。

そして、これも要望されたのですが、猟銃の所持について各警察署が窓口になって対応していると思います。その対応に少々ばらつきがあるとの指摘もありました。警察本部ではそのような指導はしていないと思いますが、その点の対応はどのようになっていますか。

生活安全部長

猟銃をはじめとする許可等事務に関しては、委員 御指摘のとおり全県統一で同じ対応をしなければな りません。そのために、各署で人によって対応が変 わらないように、新年度当初に新しい体制になりま すが、その際に許可等事務担当者の研修会を開催し、 対応の統一化を図っているところです。

また、毎年必ず、初めて許可等事務に従事する職 員がいますので、個別の教養や本部担当者の巡回に よる指導教養を行っているところであります。

さらに、個々の対応にばらつきがないように、許可等事務に関しては、一昨年から必ずダブルチェック――担当者1人だけではなく複数でチェックを行い、疑問や不安があれば必ず本部に質疑応答するように対応しているところです。

佐々木雄太委員 (分科員)

その点も昨日質問があったので、今後より一層体 制強化をしていただきたいと思います。

質問を変えて、今年度まで実施していたチャイルド・セーフティー・センター事業について、令和3年度予算にはないのですが、事業廃止と理解してよろしいですか。

生活安全部長

おっしゃるとおり、今年度末をもって事業終了で す。

平成20年当時、少年をめぐる情勢は厳しく、悪質な非行事案等が断続的に発生したり、秋田駅前周辺でも徘回やたむろする子供たちが多くいました。また、携帯電話でSNSを使い、福祉犯罪の被害に遭う子供たちが多かったことを踏まえ、平成21年4月に子供が発するSOSへの対応や非行、犯罪被害防止活動を行うことを目的に、秋田拠点センターALVE3階にチャイルド・セーフティー・センターを設立したものであります。

設立から12年経過しましたが、様々な活動を推進してきた結果、非行少年や不良行為少年は減少し、一定の役割を果たしたことから、今年度末をもって事業を終了することとしています。

佐々木雄太委員(分科員)

不良行為少年、非行少年が約12年間の活動によって減ってきたとの報告がありましたが、具体的な数値は把握していますか。

生活安全部長

非行少年ですが、センター設置前年の平成20年は517人いたのが、昨年は100人まで減少しています。

一方、不良行為少年については、平成20年は7,301人でしたが、昨年は589人まで減少している状況にあります。

佐々木雄太委員 (分科員)

これまで12年間の成果によって非行少年等がここまで減ったので、事業を廃止するのは分かりますが、反対にこのチャイルド・セーフティー・センターがあったおかげで減少傾向にあったわけであり、これを廃止することにより増加に転じることがないよう、ほかの対策は考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

生活安全部長

チャイルド・セーフティー・センターは、非常に

有効なセンターでしたが、この終了に伴い、これまでセンターと各警察署の少年係がタイアップしてきた業務——例えば、非行防止教室や防犯教室など——については、各警察署の少年係と警察本部に設置している少年サポートセンター——少年補導員で構成されています——が連携して実施することになります

また、駅前周辺の街頭活動に関しては、秋田東警察署、秋田中央警察署、そして駅構内にいる鉄道警察隊の3つが連携しながら、引き続き対応を行っていきたいと考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

次に、9款2項1目の人的基盤整備事業についてです。予算内容説明書の備考欄に女性活躍推進等に要する経費として20万7,000円と記載がありますが、これは具体的に何をやるのですか。

警務部会計課長

令和2年度も予算計上しておりましたが、ワーク・ライフ・バランスなどについて、部外講師を招いて講習を実施しているところです。

佐々木雄太委員(分科員)

これは飽くまでも女性職員に対しての講習ですか。

警務部会計課長

女性職員に特化したものではなくて、幹部職員等 も対象として行っています。

佐々木雄太委員 (分科員)

今年度も行っているとのことですが、事業効果といいますか、職場の女性活躍推進につながっているのか……。なかなか効果がすぐ現れることではないかもしれませんが、その辺の実態はどう把握されていますか。

警務部首席参事官(兼)警務課長

県警では、働き方改革の推進のために、平成27年以降、女性の働き方を変えていくことを目的として外部講師を呼んで講習等を行っています。平成27年には産業能率大学、また、昨年は県の財政課長を呼んで、女性の活躍等について講義をしてもらっています。

ここ4年、5年と続けてきて、大分女性職員から も「ビジョンを持てるようになった」などという声 が聞かれています。

佐々木雄太委員 (分科員)

この予算に関連してですが、県警ではイクボス宣言をされていたと思います。この働き方改革とも関係してくると思いますが、イクボス宣言をし、宣言だけではなくて職員が育児に参加できる職場環境作りがされているかどうか、効果検証はされていますか。

警務部首席参事官 (兼) 警務課長

県警では、平成28年にワーク・ライフ・バラン

スの取組計画を立てました。計画では、年次休暇の 取得日数や、男性職員が取得できる配偶者出産休暇 の取得率、配偶者の出産に係る子供の養育休暇取得 率、あるいは育児休業といったものに目標値を設定 し、これまで推進してきていますが、男性が取得で きる配偶者出産休暇や育児休暇についてはおおむね 目標を達成しつつあります。

また、年次休暇等についても年間12日以上取得する目標を掲げていましたが、令和2年度はこれを上回る数値になり、ワーク・ライフ・バランスも推進できていると認識しています。

佐々木雄太委員(分科員)

分かりました。ありがとうございます。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

私からも3点ほどあります。

まず、先ほど鶴田委員からもありました警察移動 無線通信システムについてです。先ほどの説明で、 新方式のシステムに移行し現在の無線は使えなくな るとのことでしたが、その新方式について詳しく教 えてください。

生活安全部長

新方式に関しては、電波法の改正に伴い、その規 則に適した無線を整備するものです。

今回の更新により、性能も良くなり、無線の通話時間が6時間から10時間に延びるなど、利便性が向上します。

児玉政明委員 (分科員)

感度も良くなると思いますので、例えば無線が届 かない地域がなくなったりするものですか。

生活安全部長

無線の感度も良くなりますので、不感地帯にあってもパトカー等と連係しながら、無線を中継できることになります。

児玉政明委員 (分科員)

パトカーが無線の基地局のようになるのですか。

生活安全部長

パトカーが中継局となる場合もあります。

児玉政明委員 (分科員)

それから、例えば山岳地帯において遭難した場合、 消防では衛星携帯電話を使っているとの話を聞いた たのですが、そのような場合でも無線は使用可能な のですか。

生活安全部長

今回の通信指令システム事業による更新に関して は、パトカー等の移動用無線機の更新もありますが、 山岳遭難等に携帯する移動無線機についても更新す ることとなっています。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。

質問を変えて、9款1項3目の車両整備・維持管理事業の関係ですが、車両更新整備費で

1,045万5,000円ですか——これも年次計画等に基づき更新していると思いますが、今回の更新内容についてお聞かせ願います。

警務部長

更新予定は、小型警ら車3台及び指揮車などのリース車5台分です。

児玉政明委員 (分科員)

昨年も聞いているかもしれないのですが、子供達が大きくなったらなりたい職業で、警察官は常に上位にいます。そうした関係もあり、イベントで白バイや警察車両などを展示して、子供たちに記念撮影をさせたりといった取組をしていると思いますが、その際に目玉となるパトカーはどういう車両なのですか。展示用の車両などがあるのでしょうか。

警務部首席参事官(兼)警務課長

特別そのような車両はありませんが、比較的新しい無線警ら車や交通取締り専用車等を使っています。

児玉政明委員 (分科員)

栃木県警などではスポーツタイプのパトカーを準備していて、結構子供たちに人気があるようですが、調べたところ、そういった車両は寄贈されたものだそうです。秋田県警ではそういう話はないのですか。

警務部首席参事官 (兼) 警務課長

現時点ではありません。

児玉政明委員 (分科員)

格好いいパトカーがあれば、警察官になりたいという子供たちが増えると思うので、もしそういう話があったら、取り入れてもらいたいと思います。

それから、ヘリコプター維持管理事業についてお聞きしたいのですが、機体の更新と併せてテレビシステムも更新するとあります。金額も大きいですが、ヘリコプターとテレビシステムを更新するに当たって、大きく性能の変わる点などについて説明をお願いします。

生活安全部長

ヘリコプターテレビシステムに関しては、実際にシステム導入されたのが平成12年、デジタル化されたのが平成23年となります。デジタル化してからもう10年が経過しまして、老朽化であったり、保守サポートの期限が間近に迫っていることを踏まえて更新を予定しています。

なお、ヘリコプターに付けるカメラに関しては、 画素数が上がっており、良い画像で現場確認等がで きる利点もあります。

児玉政明委員(分科員)

例えば東日本大震災などの大規模災害の場合、テレビシステム等を用いて、国とのやり取りも可能で

すか。

生活安全部参事官(兼)地域課長

ヘリコプターテレビジョンの画像については、本 県の災害対策センターから警察庁に送信して見れる ようにしています。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。災害発生時にはリアルタイムで国 とのやり取りも可能ということですね、ありがとう ございます。

それからあともう一点、街頭防犯カメラ整備事業の関係ですが、6台を更新、7台を新たに増設とあります。平成27年度に設置した防犯カメラ6台を更新するそうですが――設置から5年ほどで更新になりますが、この理由を教えてください。

生活安全部長

更新期間に関しては、リース契約の期間となって おり、平成27年度、平成28年度に設置したもの が6年、平成29年度、令和元年度に設置したもの が5年のリース契約期間となっています。それぞれ 期間終了に合わせて更新手続に入るもので、今回は 平成27年度設置分の更新となります。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。続いて、更新以外の新たに増設する7台の設置地区と、トータルの台数をお聞かせ願います。

生活安全部長

今回、秋田市の大町川反地区の防犯カメラ設置状況について、赤れんが通りなど周囲も含めて見直した結果、増設が必要と判断し、7台を増設することとしました。これにより、合計6市、86台の防犯カメラを運用することになります。

児玉政明委員(分科員)

分かりました。防犯カメラ設置が事件解決につな がった事例などはありますか。

生活安全部長

これまで街頭防犯カメラを設置した地区において は、事件をはじめ様々活用しているところであって、 これまでも放火や殺人、強盗致死傷等の凶悪犯罪の ほか、児童買春事案や迷惑防止条例違反、交通事故 等の各種捜査で活用しています。

児玉政明委員(分科員)

分かりました。それから、提出資料の写真を見ると、「防犯カメラ作動中」という看板が付いています。防犯カメラはプライバシーの問題もあるようですが、現在設置している防犯カメラ全てにこうした標示がされていますか。

生活安全部長

防犯カメラの設置に関しては、個人のプライバシー保護に配慮し、第三者が見ても分かりやすいように設置していますので、今回新規に設置するものも

含めて、全てにこの看板を付けて対応するものです。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

北林康司委員(分科員)

防犯カメラに関連してですが、かつて関東のほうだったか、通学路で子供が誘拐されるなどの事件がありましたが、県内の通学路の状況はどうなっていますか。防犯カメラも有効だと思いますが。

生活安全部長

これまで設置した防犯カメラは、犯罪発生の状況 や前兆事案等を踏まえて設置しています。通学路対 策のみを目的に設置しているものは、現在ありませ ん。

実際の通学路対策については、各自治体や教育委員会とも連携の上対応していかなければならないので、今後とも関係機関に働きかけて設置を促していきたいと考えています。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

生活安全部長

訂正です。先ほど三浦委員の幸町交番に関する質疑に答弁しましたが、一部訂正があります。この新交番は令和3年12月下旬頃に完成予定であり、完成後引渡しを受けた後、令和3年12月下旬から令和4年1月の間に運用開始の予定となっていますので、訂正させていただきます。

(※15ページの発言を訂正)

北林康司委員(分科員)

アスベスト等対策費に関して、令和3年度は対象 施設がないようですが、対策は全部終わったとの意 味でしょうか。

警務部会計課長

アスベストを除去しなければならないものもまだ あります。

委員長 (会長)

よろしいですか。

北林康司委員(分科員)

もう一つ、交通捜査用資機材整備費が令和2年度 予算額に比べ大きく上がっているのですが、これは どういう理由ですか。

委員長 (会長)

暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時12分 再開

委員長 (会長)

再開します。

警務部会計課長

交通捜査用資機材整備費が令和2年度に比べ大幅に増加しているとの質問ですが、交通部にある地図情報システムの改修が必要であり、これが約3,000万円ほどで、その経費が増えているものです

北林康司委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。

髙橋武浩委員(分科員)

通信指令システム事業について伺います。先ほど、 通信指令システムのリース代や維持費、それから警 察移動無線通信システムを新しく更新するとの説明 がありました。

昨年の暮れのあたりに、災害情報の投稿サイトだったかで、110番通報した際に、例えば災害による建物損壊や道路陥没などの写真をスマートフォンから指令室に送るようなシステムを、警察庁が全国に導入するというニュースを拝見したのですが、今回の通信指令システム事業の中にはそうしたことは含まれているのかどうか、教えてください。

生活安全部長

少々お待ちください。

副委員長 (副会長)

暫時休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時15分 再開

副委員長(副会長)

再開します。

生活安全部長

確認次第こちらから回答させていただきたいと思 います。

委員長 (会長)

後で情報を教えてください。

ほかにありませんか。よろしいですか。

警備部首席参事官(兼)警備第一課長

先ほどの災害現場の写真を送るシステムですが、 これは通信指令システムではなくて、災害対策セン ターに設置されている警備二課のシステムから本庁 に送るものであります。

高橋武浩委員 (分科員)

それは、県警にも導入され、今運用されているということでよろしいですか。

警備部首席参事官(兼)警備第一課長

既に運用開始しており、既存のシステムを使って

警察庁に送信するシステムとなっています。

髙橋武浩委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部の当初予算関係の質疑を終了します。

次に、警察本部の予算関係以外の議案の審査を行います。

関係部長の説明を求めます。

生活安全部長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

これは、いかなる場所においても盗撮行為が禁止されると解釈していいのかな。

生活安全部長

これまでの括弧書きを削除したことにより――浴場などの裸になる場所のほかに、その他の準公共空間においても実は日常的に裸になる場所もあるとのことで――全部対応できることになります。

北林康司委員(分科員)

ちなみに、前回の改正からこの種の想定を超える 事案はありましたか。

生活安全部長

前回改正時から想定を超える事案はありませんでした。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部の当初予算関係の議案についての 質疑を終了します。

警察本部関係の請願・陳情はありませんので、次に、警察本部関係の所管事項の審査を行います。

警察本部関係の所管事項について、何か御質問は ありませんか。

北林康司委員 (分科員)

私は、自転車の関係で怖いと感じた部分ですが、ウーバーイーツ(米国のウーバー・テクノロジーズが運営するフードデリバリーサービス。 登録飲食店の料理をオンライン注文し、配達員として登録している一般人が自身の自転車等で配達する形態を特徴とする。2015年に米国などでスタートし、翌年、日本でもサービスが開始された。)は、本県ではありますか。

交通部長

本県ではないものと承知しています。

北林康司委員(分科員)

あれは警察の許可などが必要なものですか。

交通部長

自転車の宅配等については、基本的には道路交通 法上は届出等の義務はありません。ただ、排気量が 125cc以上のバイクを使った宅配については、 貨物自動車運送事業法において業として行うための 届出が必要になると承知しています。

北林康司委員 (分科員)

自転車の場合は特別な許可はないわけですね。

交通部長

自転車の場合は、特に許可や届出の必要がないと 承知しています。バイクについても125cc以下 であれば、小さな原動機付自転車も含めて届出の義 務はないと承知しています。

北林康司委員(分科員)

コロナ禍が続くことによって、飲食のテイクアウトが増えたり、県内でも配達を行う会社や店が出てこないとも限らないと思い、聞いてみました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

鶴田有司委員 (分科員)

参考までに聞かせてもらいたいのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、取締りや事件、事故等の対応において影響を受けている事例があったら教えてください。全国的に変えている部分もあるかもしれませんが、特に今までとは違うことがあれば教えてもらえればと思います。

警備部長

例えば、感染が拡大している首都圏などで被疑者を逮捕して秋田県に護送してくる際など、その被疑者に発熱などがあった場合は感染を疑って、防護服を着用して護送します。また、その場合には留置人の担当者についても防護服を着用して対応することとなります。こうした防護服の着用はこれまでにない対応だと思っています。

鶴田有司委員(分科員)

どこかの刑務所だったか留置所において、感染症のクラスターが発生したようです。県内においても十分注意が必要だと思いますが、注意喚起などしているのですか。

警備部長

委員御指摘のとおり、県内であっても発熱がある場合には、相談センターや医師に相談し、必要に応じてPCR検査を受けさせることとしています。また、委員のおっしゃるとおり、留置所でクラスターが発生している都道府県もあります。

鶴田有司委員(分科員)

県内ではクラスターは発生していませんが、危な かった事例はありますか。例えば発熱があって、す ぐに留置できなったなどの事例はあるものですか。

警備部長

発熱があって対応した事例はあります。ただ、PCR検査の結果陰性でしたので、普通の対応に戻しています。

鶴田有司委員(分科員)

特に問題なかったのですね。

刑事部長

平素の捜査活動や御遺体を取り扱う際には、マスクや手袋などを装備して活動を行っています。人と接する際には――御遺体もそうですが――生活環境面において、どういうエリアに行かれていたのか、それまでの体調がどうなのかなどを確認することとしています。

また、留置場の関係では、通常専門の場所がありますが、使っていない場所に分離留置するなどの運用を決めており、留置人に混在によるクラスターが発生しないよう環境整備に努めているところです。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

北林康司委員 (分科員)

防護服はどのくらい持っていますか。

警備部長

感染症防護対策キットと呼ばれるものがあって、これはマスク、ゴーグル、手袋、防護服――タイベックスーツという白い防護服です――これにエプロン、シューズカバーなどがセットになったものでありますが、1月末現在で県警では1,980セットを確保しています。

北林康司委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

佐々木雄太委員 (分科員)

私から何点か聞かせていただきます。工藤嘉範議員の一般質問の中にもありましたが、市街地での発砲に関する細かなルール化についてです。他県ではいまだに裁判沙汰になっている例もあるのですが、本県においても、過去に鹿角市大湯で隊員2人が負傷して初めて発砲許可が出た事例もあったと思います。これだけツキノワグマが市街地に多く出没するようになり、恐らく猟友会とはこれまで以上に綿密に連携していかなければならないと思いますが、他県でも裁判事例がある中で――市街地といっても各現場によって状況は大分違うと思いますが――細かいルール決めをしていかないと猟友会の協力も得ら

れにくいのではないかと思います。現時点で県警では、どのように捉えていますか。

生活安全部長

委員のおっしゃるとおり、鹿角市の大湯の案件では残念ながら負傷者が出ています。県警としましては、昨年来自治体や県、猟友会などと様々な会合等を持ち、その際、避難等の対応や銃の保管・管理の関係も含めていろいろな情報共有を図っているところです。今後実際にそうした事案が発生した際には、確実に警察署の地域課長等の幹部を派遣し、その幹部が自治体側の責任者や猟友会の責任者とともに情報共有しながら対応するよう指示しています。これに関しては、昨年、生活安全部の首席参事官が各警察署を回り、直接署長にも依頼をしているほか、担当となる地域課長にも個別に教養を行い、確実な対応と日頃からの情報共有等を指示しているところです。

また、この種の事案に対応するためには、鹿角市などにおいて――秋田市内でもありましたが――やはり訓練が一番大切だと思います。その訓練を積み重ねることによって、しっかりした対応ができると思いますので、今後とも各警察署に対しては自治体、猟友会等との訓練を推進し、一体化した対応を取るよう指導してまいりたいと考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

先ほど、予算関係の質疑で触れたことも踏まえて、 近々猟友会と県警との協議の場を是非設けていただ きたいという要望もあったので、丁寧に対応してい ただければと思います。

また、一般質問でも触れたのですが、昨今、児童 虐待に関する報道が全国的にもかなり増えています。 本県でも増加傾向にあると聞いているのですが、県 警に対する児童虐待、若しくはそれが疑われるとい った通報や相談の件数について、近年の状況はどう ですか。

生活安全部長

令和2年中に警察で対応した児童虐待等の認知の 関係ですが、通報等も含めて330件であります。 内容については、110番通報が132件、続いて 警察署や交番への通報が62件となっており、その 他児童相談所や学校等、病院からの情報提供もあり ます。

佐々木雄太委員(分科員)

令和2年の件数は分かりましたが、近年の状況は どうでしょうか。増加傾向にあるとか減少傾向にあ るとか、その辺は捉えていますか。

生活安全部長

これは、全国的な児童虐待死事案などが発生した 関係もあると思いますが、通報等の件数は、令和元 年では319件だったのが現在330件となり、ま た、泣き声通報にあっても、これまで20件や10件台で推移していたのが令和元年に36件、令和2年中は30件となるなど、一般の方々も関心を持って通報するようになっていると感じます。

佐々木雄太委員 (分科員)

最近新型コロナウイルス感染症の影響で家にいる時間が多くなっている中、虐待に拍車を掛けているのではないかとも言われていますので、聞いたところでした。引き続き、新型コロナウイルス感染症との闘いは続きそうなので、そうした事案に対しても真摯に対応していただきたいと思います。

もう一点だけ質問します。令和3年度が4月から スタートするわけですが、県警では新年度に向けて、 例えば部署の再編だったり、様々な時代背景に合わ せて新年度何か大きく変わる部署だったりはあるも のですか。

警務部首席参事官(兼)警務課長

まだ公表しておりませんので、お答えできる範囲となりますが、まず、人身安全関連事案が高止まりの状況となっていることから、この点を強化します。また、地域警察の執行力を強化するため、経験のある幹部の交番への配置や通信指令の強化を行います。このほか、警察署の管理機能等を強化するため、警務課長が置かれていない警察署への警務課長の配置などを考えているところです。

佐々木雄太委員 (分科員)

県警本部長、念のために聞いておきます。にかほ 幹部交番の人数が来年度減ることはありませんよね。

警察本部長

にかほ市の関係については、警察署を統合する際に、その体制について現状維持することとしていますので、急に減らすことはしません。もちろん時がたてば――これはにかほ市に限らずですが――平素から県警全体で見直しを図っていますので、人数を減らしていくことはあるかもしれませんが、そういう場合であっても、地域住民の皆さんの理解を得た上での話になると思います。当面はすぐに減らすことは考えていません。

佐々木雄太委員(分科員)

安心しました。ありがとうございます。

委員長(会長)

ほかに。

北林康司委員(分科員)

最後に、余計なことですが、かつて私は職員のストレス解消のためには予算を取ってでも対策すべきだと話したが、福利厚生費を見ると、全くそういう予算がなくて――健康診断その他は当然のことですが――そういう考えはなくてもいいのですか。私は必要だと思いますが、どうですか。

警察本部長

予算として計上している部分では委員がおっしゃったとおりなのですが、予算以外にも互助会で健康 増進のための各種プログラムなどを実施しながら、

「みんなで競い合って健康になろう」といったことも行っています。また、健康診断に付加している部分などもありますので、そうしたところも含め、トータルでやっていくものだと思います。

もちろん警察官は体が資本でありますので、それ 以外にも術科(警察官の職務執行に必要な術技及び 体育のこと。)を推進するなど、予算以外の部分で も工夫しながら、執行力維持に努めています。その 中で仮に予算が必要だと判断すれば、その点は改め て検討していきたいと思っています。

髙橋武浩委員 (分科員)

警備部長に伺います。今東京オリンピック・パラリンピックの関係が連日ニュースになっていますが、スケジュールどおりいくと本県でも6月に聖火ランナーが走ることになります。拠点体制の強化など、オリンピックの警備に対する体制の状況だったり、予定などをお知らせいただければと思います。

警備部長

まず最初に、聖火リレーの概要です。新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となった聖火リレーについては、3月25日に、福島県を出発し、オリンピック開会式の7月23日まで121日間全国を巡るもので、当県は6月8日、9日の2日間、県内14市町村を通過するものです。

警備については、主として聖火リレーの直近における警備、それからセレブレーション会場等における雑踏警備、3つ目として交通規制などがあります。また、オリンピック本番の警備について、これまでサミットや皇室関連行事等の大規模警備において県警察からも特別派遣をしており、オリンピック・パラリンピック競技大会警備に当たっても、県警察から特別派遣が予定されていますが、今のところ、派遣期間や派遣人数については未定です。

髙橋武浩委員 (分科員)

開催に関しては賛否があるわけですが、成功に向けて今取り組んでいるので、情報収集や重要施設の警戒強化など、県警で万全を期して取り組んでいただければと思います。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で警察本部関係の所管事項についての質疑を 終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、2月17日水曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、教育委員会関係の当初予算関係の議案の審査を行いま

す。

散会します。

午後2時48分 散会

令和3年2月17日(水曜日)

本目の会議案件

1 議案第32号

令和3年度秋田県一般会計予算(教育委員会の 関係部門) (趣旨説明・質疑)

2 議案第67号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を 改正する条例案 (趣旨説明・質疑)

3 議案第68号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する 条例案 (趣旨説明・質疑)

4 請願第7号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための政府予算に係る意見書採択に関する請願に ついて (質疑)

5 請願第11号

秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について (現況説明・質疑)

6 請願第41号

高等学校の現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

(現況説明・質疑)

7 陳情第28-1号

私立学校への助成強化並びに建学の精神の基で 特色ある教育実現の促進について (質疑)

本目の出席状況

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 北林康 司 委 員(分科員) 委 員(分科員) 鶴 田 有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 三 浦 茂 人 委 員(分科員)

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山 﨑 裕 介 黪 亚 議会事務局政務調査課 安 原 志 教育庁総務課 Ш 田 悟 明 警察本部警務部総務課 高 出 義

会議の概要

午前10時 開議

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩

副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 員 (分科員) 北林康 司 委 委 員(分科員) 鶴田 司 有 委 員(分科員) 児 玉. 政 明 員(分科員) 浦 茂人

説明者

教育長 安 田 浩 教育次長 小 襾 弘 紀 教育次長 Ш 政 昭 石 総務課長 片 村 有 希 谷 浩 総務課施設整備室長 俵 教職員給与課長 朗 真 田郁 幼保推進課長 袴 \blacksquare 次 郎 義務教育課長 中 Ш 恭 幸 高校教育課長 伊 藤 雅 和 特別支援教育課長 彦 新 井 敏 生涯学習課長 瀧澤 徳 彦 生涯学習課文化財保護室長

武 藤 祐 浩

 保健体育課長
 高橋周也

 福利課長
 丸山

委員長 (会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きま す。

初めに、教育委員会の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第67号及び議案第68号を議題とします。 また、分科会では、議案第32号のうち教育委員 会の関係部門について審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長 (会長)

予算関係の課室長等の説明については、総務・幼 児教育・生涯学習系と学校教育系に分けて進行させ ていただきます。

まず、総務・幼児教育・生涯学習系の総務課、施設整備室、教職員給与課、幼保推進課、生涯学習課、文化財保護室及び福利課関係についての説明を求めます。

総務課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務課施設整備室長

【議案〔3〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

教職員給与課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

幼保推進課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

福利課長

【予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。 ただいまの説明についての質疑を行います。 質疑は課室ごとに行います。

まず、総務課関係の質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

私立学校運営費補助金ですが、補助金を嵩上げしていただき、ありがとうございます。私学の皆さんは大変喜んでいますが、ほかの要望について特別対応したところはありますか。ほかにも要請・要望があったでしょう。

総務課長

ICT環境の整備は強く要望されまして、そこに関してはタブレット端末について検討しており、6月の補正に向けて、私学と実際にやり取りしています。検討中であり、今回計上はしていません。

それから、予算には出ないのですが、ICT関係で私学の先生を集めた研修を行っています。今月も総合教育センターにおいて、私学の先生を各校から数名ずつ集めて研修を行う予定です。

北林康司委員 (分科員)

生徒数も少なくなって、このままでいくと本当に 募集を止めなければならない学校も出てくるかもし れませんが、一方では、昨日の願書受付などを見る と、県立高校の中にも結構定員割れしている学校が ある。公私立学校協議会において、それぞれ言い分 を聞いてくれていると思いますが、私学側にしてみ ればあまり意見を聞いてもらえていないという感じ のようです。ただ、県立高校であれだけ定員割れし ているのに、今後どうしていくつもりですか。

教育長

公立の場合は、全県における中学3年生の減を見 ながら毎年学校の定員を判断しています。

私学の多くが秋田市にありますが、秋田市には人気のある公立学校も多いため、お互いに競合している部分があります。人気のある秋田市の公立高校の定員を減らすことについて保護者等から理解されないところがありますが――それでいつも私学とは話合いをしていますが――いずれ生徒が減っていきますので、その状況を見ながら公立高校の定員減も考えていかなければならないと思っています。

北林康司委員(分科員)

全県一本化としたことを全面的に否定するわけで はないが、ある人から「うちの息子は市内にいたか ったのだが、市外に行けと言われた」との話をされ、 どこか矛盾していると感じざるを得ないのだが、今 教育長が言ったように、どうしても市外からも来る でしようし、要望が大きければ当然公立高校は減ら すわけにはいかないでしょうが、その分だけいろい ろなところにしわ寄せが行っており、特に私学がし わ寄せを受けているかもしれないと感じます。私も 私学の応援団をしているつもりだが、出生数が年 5,000人を割った時代ですから、私学側も将来 を考えていかなければならない。しかし、特色ある 私学はやはり残してあげたいと思いますので、その 辺は十分考えて公私立学校協議会においては、配慮 いただきたいと思います。

委員長 (会長)

ほかに。

鶴田有司委員(分科員)

私学についての質問があったので、伺いたいので すが、過疎地域私立高等学校特別補助に関して、生 徒数が昭和45年度と比較して48%未満となった 地域が対象で、県内では大曲の秋田修英高校が対象 とのことでした。私も一度だけ案内をいただき入学 式に参加したことがあるのですが、県外からも多彩 な生徒が入学しており、存在価値のある学校ですし、 頑張っていただきたいと思ったところです。これか らも活発にやっていただくために、例えば、あきた 私学魅力アップ支援事業費補助などもあります。特 に私立学校では運動クラブや授業などで公立高校に はない特色を出せると思いますが、私立学校からの 提案や県からのアドバイスなど、どのようにやり取 りしているのか、一方的に学校にお任せして要望が あったものに対して支援する感じなのか、その辺を 聞かせてください。

総務課長

私が把握している限りにおいて、私立学校からは 施設関係の対応をお願いされることが多く、国の制 度について説明するなどの対応をしています。

また、秋田修英高校については小規模な学校ですが、その少人数を生かした生徒指導をしており、就職支援員を配置するなど、できるだけ多く就職できるよう県でも支援しています。

鶴田有司委員(分科員)

秋田市とは違い、県南はそれほど人口が多いわけではありませんから、今お話しいただいた就職支援員の配置など、私立高校として存在していくためには、どこかに特徴を持たせないといけないと思います。ある程度やり取りをしている中で、特徴を生かすための取組があるのかどうか、あるいは独自で行っていけるのかどうかなど、せっかくなので聞かせてください。

高校教育課長

私の分かる範囲でお答えします。大分前ではありますが学校訪問をさせていただいたことがあり、大変頑張っている学校だと感じました。また、御指摘のあったように県外からも生徒が入学してきて、部活動等も活性化していると感じています。

県としては、全県的な研修会や地区ごとの研修会などを様々行っていますので――学習指導やICTもそうですが――そうした研修会にも来てもらい、それぞれの学校の実践例を共有しているところです。

今話がありました就職支援についても、私学担当の就職支援員が地区に配置されていますので、進路 指導についても微力ながら協力させていただいています。

こうした取組を通して、地域の中で存在感を増している学校であると認識しています。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。

次に、障害者雇用対策事業についてお聞きします。 令和2年度から予算も随分増額となっており、取組 も進んできたのだと思いますが、これは採用者数が 増えたことによるものですか。

総務課長

会計年度任用職員として不足している分の障害者 を雇用しており、その人数を増やしたことによるも のです。

鶴田有司委員(分科員)

これは国において定められているのですか。

総務課長

障害者をどのくらい採用するかは、法定雇用率が 定められており、それを達成するために不足する障 害者を県の一般財源で雇おうとするものです。

鶴田有司委員(分科員)

先日の補正予算審査の中で私が質問した際に、病気のため途中でリタイアされた方がいたとの答弁をされました。様々な障害をお持ちの方もいて大変だと思いますが、せっかくの機会なので、できるだけ長く雇用するために雇用者に対する支援もしっかりやっていかなければならないと思いますが、そうした取組はこの予算に含まれていますか。

総務課長

支援については特段入っていませんが、おっしゃるとおり、障害者を採用した場合はある程度のフォローが必要になってきます。したがって、そういうフォローができる大規模校等に配置する方向で考えています。

鶴田有司委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

今の関連で、令和2年度採用実績が19人であり、令和3年度採用予定が35人ですが、令和2年度の19人はその後どうなったのか分かりますか。例えば、途中で辞めた方がいらっしゃるのか、あるいは19人がそのまま令和3年度も継続して働くこととなっていて、そこに加えて35人を採用するのか、その辺を教えてもらえますか。

総務課長

残念ながら途中で退職された方も1人いましたが、 基本的には継続して来年度も採用してもらいたいと 伝えています。それでも不足する部分について、更 に新しい人を採用していきたいと考えています。

三浦茂人委員(分科員)

それでは、1人辞める前提で35人の採用予定としているとの認識でよろしいのですか。

総務課長

そう考えてもらってよろしいと思います。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。

分母となる対象職員数は毎年変わりますよね。定 年退職などにより変わると思いますが、仮に障害者 の法定雇用率が2.5%から変わらないとすれば、 分母の対象職員数の変動に応じて、また新たに必要 となる採用人数も変わってくると思いますが、それ はどの時点で判断するのですか。法定雇用率の 2.5%を維持していくためには、職員数の増減も 見ながら、さらに途中で辞められてしまう方の影響 も含めて対応しなければならないわけですが、その 点はどのように管理するのでしょうか。

総務課長

令和3年度の見込人数である35名については、 退職者数等を踏まえて、当初予算編成の時期に積算 しています。したがって、例えば令和4年度分につ いては10月以降の当初予算要求時点における翌年 度の人数見込みに基づき、予算要求していくことと なると思います。

三浦茂人委員 (分科員)

法定雇用率が徐々に上昇する、あるいは維持されていく中で、実際に様々な事情によって職員数は変動するので、その管理は大変だと思いますが、いずれ法定雇用率の2.5%が変わらないとすれば、想定外の退職等で2.5%を割ってしまわないように、積極的な運用が必要だと思いますが、その点はいかがですか。

総務課長

おっしゃるとおり、急激な変動で法定雇用率を下回ることのないように考えていきたいと思っていま す

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

髙橋武浩委員(分科員)

障害者雇用対策事業で確認ですが、この障害者の 雇用35名については、単年度の雇用でしょうか。 どういう契約になりますか。

総務課長

単年度雇用になります。

髙橋武浩委員(分科員)

先ほど、継続雇用できるとの話がありましたが、 年数の上限はありますか。

総務課長

会計年度任用職員の任用と同じであり、<u>毎年度ハローワークに出して募集すれば、同じ人でも優秀な人材であれば引き続き採用できます</u>。

(※28ページで発言訂正あり)

髙橋武浩委員(分科員)

障害者の社会参加を目的とした取組ですので、目標を下回らないように最大限努力していただければと思います。終わります。

委員長 (会長)

ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

あきた私学魅力アップ支援事業費補助の関係で1 点確認ですが、先ほどの説明では1事業につき30 万円と20万円のメニューがあって、3事業まで選 択できるとのことでしたが、これは最大で80万円 の補助との理解でよろしいですか。

総務課長

その点については、予算の上限がありますので、 各学校の申請具合によって調整していくことになる と思います。

児玉政明委員 (分科員)

私学は5校でしたか。

総務課長

はい。

児玉政明委員 (分科員)

仮に1校80万円だとすれば、予算額をオーバー してしまうので、そこを調整する必要がある。

総務課長

おっしゃるとおりです。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありますか。

北林康司委員 (分科員)

あきた私学魅力アップ支援事業費補助について、 先ほど鶴田委員が秋田修英高校の話をしていました が、秋田修英高校では男女含めて着物着つけ教室を 行うクラブ活動を行っていて、これが大変面白いの です。校長先生も必ず参加されていて、すごく熱心 です。例えば、こうした取組も補助対象として該当 するものですか。

総務課長

現在補助している事業の中には入っていませんが、 検討する余地はあると思います。

北林康司委員 (分科員)

分かりました。

奨学金についてお聞きしたいのですが、先般の補 正予算審査の際、国の奨学金の枠が増えてきて、県 の奨学金を借りる人が少なくなってきたとの話を聞 きましたが、もう一回詳しく教えてもらえますか。

総務課長

県の育英奨学金については、申込みがかなり減っています。今年度の新規応募で0.7倍となっており、経済状況の審査を通過すれば全員借りられる状況になっています。

その原因ですが、国の奨学金制度が勢いを増して伸びているというのがあります。子供の数が減っている中で、第一種奨学金 無利子の奨学金ですが していては、所得制限を下回っていればほぼ全員借りられる状況になっており、また、低所得者については、返還無用の給付型の奨学金を借りられるようになっていますので、県の奨学金応募者が減ってきている状況です。

北林康司委員(分科員)

国の奨学金を借りたほうが有利なのですか。金額 の違いなどもあるのですか。金額が同じだったら県 の奨学金を借りてもいいわけでしょう。

総務課長

国の奨学金については、無利子と有利子がありますが、有利子といいながら貸付利率が低く、ほぼ利子がない感じです。

さらに、10万円くらいまでの間で2万円や3万円などと自由に設計して借りられますので、無利子の奨学金の選考に落ちたとしても、有利子の奨学金を額を選んで借りられる状況にあります。片や県の奨学金は一律5万円で貸付けしていますので、国のほうが借りやすい面もあると理解しています。

北林康司委員 (分科員)

では、県でもそのようにやってみればどうですか。 そこは考えないのですか。

総務課長

そこについては、ちょっと今後の検討……

北林康司委員 (分科員)

総務課では予算を取るだけだろうから、やってみなさいと言っても答えられないかもしれないですね、 分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありますか。

三浦茂人委員 (分科員)

関連して、この育英事業助成費の予算額が1億 5,500万円となっていますが、今年度の当初予 算に比べれば7,500万円くらい減っています。 今の話が背景にあるとすれば、秋田育英会の事業の 存在意義はどうなっていくのでしょうか。当然なく すわけにはいかないと思いますが、今の時代や国の 施策に合わせて変わっていかないと、利用者がじり 貧になってしまい、育英会自体の運営にも――今す ぐではないにしても――影響が出てくるのではない でしょうか。今回は前年度比で7,500万円の減 ですが、この次はもっと減るかもしれません。この 状況が続けば、例えば国の奨学金に漏れた人たちが 借りようとしたときに使い勝手が悪いものにならな いのか――心配し過ぎかもしれませんが――そうし た育英会の先行きや存在意義についてはどう考えて いますか。

総務課長

おっしゃるとおり、このままでは存在意義はなくなるような気がしています。例えば自己資金に困った学生に対して貸付けを用意することなども今年度検討したのですが、その点も国が手当てしている部分がありますので、国よりも借りやすい制度にしていくのか、それとも国で手当していない部分を埋めていく制度にするのかについて、これから考えていきたいと思っています。

三浦茂人委員(分科員)

ここ1、2年のことではないのかもしれないが、 そういう懸念は当然想定されるので――県も様々な 支援の仕方があると思いますが、一緒に考えていか なくてはならないと思います。

この事業のおかげで助かった子供たちも多くいる と思いますし、今現在返済している人もいると思い ます。そうした意味では軸足も変わってくると思い ますが、この後も存在意義が低くならないよう施策 を考えてもらいたいと思います。

委員長 (会長)

ほかに。よろしいですか。

総務課長

すみません、先ほどの私の発言の中で、会計年度 任用職員の雇用についてですが、毎年度ハローワー クに出すと話しましたが、会計年度任用職員につい ては3年間は勤務状況によって採用できるので、ハ ローワークに出さなくても大丈夫でした。申し訳あ りません。

(※27ページの発言を訂正)

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

それでは、次に施設整備室関係の質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

確かに昨今の新築学校はすばらしいと感じます。 しかし、先ほど申し上げたとおり、もう出生数が 5,000人を割っている中で、あれほど大きな学 校を造って大丈夫かと言う人もいますし、私もそう 言われてみると納得する部分もあります。

その一方で、私は「統合だけ進めればいい。」という考え方はしないようにしていて、教育公安委員会で愛媛県かどこかに行ったときにも、「公共物をなくすことは過疎に拍車を掛けることにつながる。」との話がありました。

公共物をいかに保っていくかについては、県と考えていくべきではないかと思っています。高校の新築、統廃合などの在り方について、公共物がその地域からなくなることによる影響も踏まえて考えていく必要があります。

かつて私が議長をさせてもらったときの話ですが、神奈川県に行った際、1年間に5校建てても間に合わないという状況が、2年か3年後には逆に持て余す状況になっていると聞き、「大変ですね、ではどうするのですか。」と言ったら、空き教室を例えば福祉の施設として活用しているそうで、そのために、建設段階からエレベーターを付けるとのことでした。私が秋田県総合開発審議会の場でその話をしたら、当時の教育長が「いやいや、秋田県もしっかりエレベーターを付けていますよ。」と言っていましたが、今付いているエレベーターは障害を持った子供さんが入ってきたときのためでしょう。神奈川県は違うのです。最初から空き教室が出来ることを見越して、福祉施設に転用できるように設計するのです。

あるいは、福島での地震の際に体育館に避難しているのを見たら、かつては床にただマットを敷いていたのが、テント――その前は段ボールでベッドを作っていましたが――になっていました。何度かこの委員会でも申し上げた記憶があるのですが、体育館や学校を新しく造るときは――災害時には市町村との調整もあるでしょうが――避難場所として学校が使われるならば、しかるべき設備を整えておかなければならないと思います。

子供の人数が少なくなっていく中であっても、災害時の対応を考えるとトイレの数などは単純に減らせばいいわけではないと思いますので、やはり将来的な転用も視野に入れた計画を考えてみる必要があるのではないでしょうか。

委員長 (会長)

コメント頂きますか。

教育長

委員がおっしゃられた視点ですが、この後子供が 急に減っていく時代が来ますので当然必要であり、 そのときに課題になってくるのは市町村との連携や 部局間の連携をどう図っていくかだと思います。学 校自体が地域の中で果たす役割は様々ありますので、 それを多角的に考えていくことは非常に重要だと思 います。

高校についても、現在の第七次秋田県高等学校総合整備計画やその次の第八次計画において、統合等を含めながら考えていくわけですが、地域の役割や学校の果たしている役割、地区における生徒の減少、あるいは校舎の老朽化など、全部含めて計画を立てていきます。決して統合ありきではないですし、地域に根差している学校に関しては可能な限り残していこうと協議を進めているわけですが、それと併せて老朽化した校舎についてはどのように改築、あるいは建替えしていくのかといった辺りも含めながら、総合的に判断しなければならないと思っています。

委員長 (会長)

続きは所管事項審査でやりますか。予算関係の質 疑をお願いします。

佐々木雄太委員 (分科員)

4項2目の高等学校管理費として学校営繕費と県立学校施設等総合管理計画推進事業がありますが、 このすみ分けはどうなっていますか。

総務課施設整備室長

まず県立学校施設等総合管理計画推進事業ですが、これは県の10年間の計画——予算内容説明書の右側に計画名を記載していますが、あきた公共施設等総合管理計画というものがあって、その計画に基づいて行われる大規模改修に係る事業費であり、ここに計上されているのは大規模改修と、屋根や外壁等の改修など、そうした大きいものがほとんどです。

次に、学校営繕費ですが、こちらもある程度大きな工事もやるのですが、小破修繕まで含め、全て学校についてはこの予算により修繕を行うものです。年度当初に計画を決めている部分もあるのですが、半分以上は緊急的に――今も強風や地震などがありますが――突発的なものに対応するための予算となっています。

佐々木雄太委員(分科員)

先ほど北林委員の質疑に対する答弁にもありましたが、4月からは第七次秋田県高等学校総合整備計画の後期計画がスタートし、計画に基づいて各学校の統合などが進められます。特に仁賀保高校に関しては残していただいたのでありがたいのですが、残してくださった校舎の築年数等を考えると、改築なのか修繕なのか、どういう計画をお持ちですか。

総務課施設整備室長

先ほど申し上げた県の総合管理計画では、まず 20年に1度くらいは大規模改修を行うこととして ます。また、これまでは40年ないし50年くらい で学校を改築してきました。今、改築整備を計画している学校も、大体40年ないしは50年近くになっているところです。なお、今後についてですが、昭和56年に耐震に係る法改正が行われており、それ以降に造られた学校は耐震性が確保されていますので、今までのように築50年ほどで改築する形ではなく、くいや基礎、骨を残してリニューアル工事をする方法もあります。昭和56年の法改正の前一昭和50年代の前半から学校施設はある程度頑丈に造られていますので、その辺も踏まえた検討ができればと考えています。

例えば今これから建てる学校については、大規模 改修を20年に1回は行い、40年、50年になっ た段階で改築ではなく、骨を残した上でリニューア ル工事を行う。その後また20年たったら大規模改 修を行って、最終的には80年ないし100年使う。 これからの学校建築は、こうした方向性で考えてい かなければならないと考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

ありがとうございました。

先ほど総務課の中での審議がありましたが、障害者雇用も進めていく中で――障害のある方々も様々な障害をお持ちで、多岐多様にわたると思いますが――教育委員会で持っている施設のバリアフリー化は進んでいるものでしょうか。

総務課施設整備室長

最近建築している学校は全てバリアフリーで、スロープやエレベーターがあります。手元にデータがないのでざっくりした話になってしまうのですが、大体3分の1くらいはまだバリアフリーとなっていない学校が一古い学校になりますが一あります。そうしたところは、障害をお持ちの生徒や職員が入ってくるときに別途――完全なバリアフリーにはならないかもしれないのですが――対応していくものと考えています。例えば、今までも身体に障害を持っている生徒が入学する場合には、エレベーターまではいかなくても昇降機を付けるなどの対応をしてきています。

佐々木雄太委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

旧鷹巣高等学校の解体工事について約5億6,000万円の予算額が計上になっていますが、 平成23年3月に閉校となってから解体が決定するまでの間に、例えば他部署や地元自治体、あるいは 民間の方々からの利用の申入れや話合いなどはあったものですか。

総務課施設整備室長

旧鷹巣高校のグラウンドについては、地元のスポーツ少年団――サッカーのスポ少でしたか――が使っておりました。

それから、筋向かいに野球場もあるのですが、そちらも地域でよく使われておりました。これについては、学校で使用許可を出して使ってもらっていました。

校地の活用については、おととしの秋でしたが、 北秋田市に私自身出向きまして、市で使う算段がないか話をしております。近くにある鷹巣中央公園と 一体的にスポーツ公園ということも考えられないか と提案もしながら話はしたのですが、北秋田市では、 お金も掛かることであり今のところ使う予定はない とのことでした。そうした話をした上で、今この解 体に向かっているところです。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。グラウンドは使っているみたいな のですが、更地になった後の計画などもあれば教え てください。

総務課施設整備室長

今年度まではグラウンドと野球場は使ってもらえていたのですが、令和3年度には解体が始まり、グラウンドについても工作物等を全部撤去してしまいますので、それ以降は使えなくなります。跡地処理については、この後県で処分していくことになります。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、教職員給与課関係の質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

教職員の数が減っているとのことですが、どのくらいの減り方ですか。

教職員給与課長

毎年110人前後減っていっています。

北林康司委員(分科員)

これから何年くらい続くのですか。

教職員給与課長

しばらくこの状況が続きます。

北林康司委員 (分科員)

具体的にどのくらいですか。

教職員給与課長

退職者のピークがまだ続きますので、その間の約7、8年間はこのペースになるのではないかと想像しています。ただ、児童生徒の減少もありますので、それによっては減り方が大きくなる可能性もあるのではないかと思っています。

北林康司委員(分科員)

それでは、新規採用者数がますます少なくなって

いくのですか。

教職員給与課長

提出資料に新規採用分についても載せていますが、 これは去年に比べて120人ほど増えています。

採用自体は増えていますが、退職する方が多いため、全体では減っている状況です。

北林康司委員 (分科員)

そうすると、年齢階層別構成比——ピラミッドグラフの形がバランス取れてくるまでは、あと何年くらい掛かりますか。

教育次長 (石川政昭)

現在のピラミッドの形が極端な逆三角形になっていますので、それを平準化するのはなかなか難しいと思いますが、若い年代層が今後増えてきますので、少しずつ上のほうがなくなり、下のほうが太くなっていきます。今後10年くらいで徐々に形が変わっていくものと予測しています。

北林康司委員(分科員)

次長の観測では10年でバランスが取れてくるということですか。

教育次長 (石川政昭)

10年くらいで小中学校の50代が大幅に抜けていきますので、それに合わせて若年層の採用が増えてくると予想されます。

北林康司委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、幼保推進課関係の質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

保育士の修学資金貸付けの予算額は、昨年度と比べて減っているのですか。

幼保推進課長

昨年度に比べると減っています。

北林康司委員(分科員)

ここ数年続いている状況ですか。

幼保推進課長

修学資金貸付けの予算については、国の所要額調査に基づいて計上していますが、今年度予算と来年度予算で計算式が異なっている状況です。

令和3年度当初予算は、予算を認めていただいた 後、令和3年に募集を行いますが、保育士であれば 2年間在学しますので、2年目分も含めて今回計上 しています。

一方、令和2年度当初予算では、更に2年目の新 規募集分も含めて予算計上していたため、その差額 分が減っています。

北林康司委員 (分科員)

もう一つ伺います。調査しているかどうか分かり ませんが、修学資金の貸付けを受けた人のうち、県 外に行かれた方の割合は分かりますか。

委員長(会長)

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

委員長 (会長)

再開します。

幼保推進課長

令和2年度分でありますが、県外に就労された方が2人います。その分返還が生じる状況となっています。

北林康司委員(分科員)

その程度なのですね。

ところで、今保育士は各園とも充足されている状況ですか。

幼保推進課長

保育士の有効求人倍率はまだ平均よりも高い状況で、各園とも募集すれば集まるという状況ではないと認識しています。したがって、こうした貸付け等を行い、保育士の確保を引き続き進めていかなければならないと考えています。

北林康司委員(分科員)

保育士養成校を卒業した人たちだけでは追い付い ていかない状況ですか。

卒業生の県内就職、県外就職の状況はお分かりで すか。

委員長 (会長)

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

委員長 (会長)

再開します。

ほかに。

鶴田有司委員(分科員)

研修のオンライン化事業について教えていただきたいのですが、コロナ禍において人を集めた研修ができないので、オンライン研修をするのだと思いますが、これは各教育事務所に集まってもらうのですか。あるいは、そこから発信するのですか。

幼保推進課長

当課で行ってる研修は秋田県総合教育センターに 全県から300人以上集まってくるのもありますが、 3密にならないように、例えば、教育センターを中心として、県南、県北の各会場においてパソコンを使ったオンライン研修を行うことなどを想定しています。

鶴田有司委員 (分科員)

各会場には集まってもらうのですね。300人規模の研修であれば、各会場100人ずつになるのか分かりませんが、いずれ3か所に別々に集まってもらう感じなのですね。

幼保推進課長

県北と県南に教育事務所がありますので、例えば 県南であれば横手の会場をお借りして、100人程 度集まっていただいてオンラインで研修を行うこと を想定しています。

鶴田有司委員(分科員)

なるほど、そういうことですか。そうすると、そのための専用の機械を置いて常時使えるようにするのですね。

幼保推進課長

そのとおりです。

鶴田有司委員(分科員)

参考までに教えてほしいのですが、研修受講のサイクルはあるのですか。例えば1か月に何回とか、 そういうサイクルはあるのですか。

幼保推進課長

研修自体は相当回数開催しておりまして、例えば 年次ごとに5年研修とか10年研修といった形で開催しております。

鶴田有司委員(分科員)

結構行っているのですね。分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

提出資料9ページの保育施設保健衛生用品整備等事業ですが、対象になっているのは認可外保育施設28施設とあります。まず、これは県内の認可外保育施設が全て入っているのかが1点、それから、米印で「保育所、幼保連携型認定こども園は市町村が補助」とあるのですが、市町村補助の場合も補助上限額は同じなのか、その2点について教えてもらえますか。

幼保推進課長

認可外保育施設については、全て含んでいます。 また、保育所等についても同様の定員に応じた補助上限額が設定されています。

三浦茂人委員(分科員)

提出資料10ページの(3)にも同様の事業があって、これも同じ補助上限額なのですが――補助対象は幼稚園と幼稚園型認定こども園とあるのですが、ここでいうこども園は、こども園の中の幼稚園の部

分と理解すればいいのですか。

幼保推進課長

認定こども園に関しては、幼保連携型と保育所型、 幼稚園型、更に地域型と4種類あって、幼稚園型認 定こども園というのは、本体の幼稚園に保育所機能 をプラスしている形でこども園の認定を受けた施設 になります。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。

三浦茂人委員 (分科員)

いいです。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。再開 は、午後1時30分とします。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

出席委員(分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 北林康司 委 員(分科員) 委 員(分科員) 鶴田有司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 員(分科員) 委 三浦茂人

説明者

教育長 安田浩 幸 教育次長 小 西 弘 紀 石 川 政 昭 教育次長 片 村 有 総務課長 希 俵 谷 浩 総務課施設整備室長 教職員給与課長 真 田 郁 朗 幼保推進課長 袴 田 次 郎 義務教育課長 中山恭 幸 高校教育課長 伊 藤 雅 和 新井敏彦 特別支援教育課長 生涯学習課長 瀧澤徳 彦

生涯学習課文化財保護室長

武 藤 祐 浩

保健体育課長 高 橋 周 也 福利課長 丸山

委員長 (会長)

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、教育委員会の予算関係の審査 を行います。

次に、生涯学習課関係の質疑を行います。

幼保推進課長

午前中に北林委員から御質問のありました県内保 育士養成校の卒業者の動向であります。県内に3校 ありますが、168名の方が卒業されて県内に12 8名が就職しており、76%が県内就職となってい ます。県外には36名ほど出ていかれている状況で す。以上であります。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

佐々木雄太委員 (分科員)

6項1目の学校・家庭・地域連携総合推進事業に ついて確認したいのですが、備考に「学校、家庭及 び地域が連携して実施する活動の支援等に要する経 費」とありますが、具体的にどういった活動に対し て支援をしていたのですか。

生涯学習課長

この事業は、学校と地域が連携、協働して、地域 全体で未来を担う子供たちの成長を支える活動を推 進するものであって、主な活動は、放課後子ども教 室の支援、それから家庭教育支援、あとはわくわく 未来ゼミ――地域の方々が長期休業中や十日に子供 たちに学習支援を行う取組であります。

佐々木雄太委員 (分科員)

全県的に満遍なく行われていますか。

生涯学習課長

ほとんどの市町村で実施しています。昨年度は 21市町村――秋田市を含めますと22市町村で実 施しています。

佐々木雄太委員(分科員)

前年に比べて1,700万円くらい減っているの ですが、減った要因や来年度はどういう計画なのか、 教えていただけますか。

生涯学習課長

これは、県の財政当局の指示によって30%シー リングを掛けている事業ですので、この金額になっ ています。

佐々木雄太委員 (分科員)

では、国庫補助は前年と変わらないくらいなので

生涯学習課長

この事業は、国3分の1、県3分の1、市町村3 分の1の補助事業であります。国庫補助も減額にな っています。

佐々木雄太委員(分科員)

シーリングが掛かったことは分かりましたが、実 際に実施回数だとか内容だとかはどう判断されて今 回の予算計上になっているのでしょうか。

隆

生涯学習課長

この事業の主な経費は人件費ですので、事業の回 数等を減らし、人件費を減額しています。

佐々木雄太委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

大人が支える!インターネットセーフティ推進事業について教えてください。提出資料に「セーファーインターネット協会」とあるのですが、まずこれがどういう協会なのか教えてもらえますか。

生涯学習課長

この事業は、ネット上の書き込み、それから誹謗 中傷ですとか他人の映り込みなどの不法行為がない かについて、ネット上の投稿を検知して、それを削 除する事業でありますが、セーファーインターネッ ト協会に業務を委託しています。

この協会ですが、教育事業やセーフライン事業に 取り組む協会であって、違法な情報や有害な情報の 削除の対応などを行っています。警察庁との業務提 携もなされているようです。

三浦茂人委員(分科員)

そうすると、こういう事業は秋田県にかかわらず、 いろいろなところでやっていると思いますが、他県 でもセーファーインターネット協会を活用している ところが大半なのでしょうか。

生涯学習課長

他県でも同様の事業を実施しているようです。そのほとんどがこのセーファーインターネット協会に業務委託をしているようであり、以前確認したところ20都道府県を超えていたと思いますが、その程度だと思います。

三浦茂人委員 (分科員)

ネットのことはあまりよく分からないのですが、いろいろなトラブルがあったり、いじめになったりと問題はあると思います。提出資料には、県内全ての学校の状況を調査するとあるのですが、ネット利用の状況については、具体的にどう調査するのですか。協会でやると言ってしまえばそうなのですが、現実にどう見るのか、実態把握の仕方はどうなりますか。また、そこに教育委員会はどう関わっていくのかがよく分からないので、具体的に教えてもらえればと思います。

生涯学習課長

これは、委託先で効果的に問題投稿を発見できるように、こちらから提供するキーワードを用いて検索しています。例えば、学校名ですとか学校周辺の駅、ショッピングセンター、それから学校行事、部活動、学校の略称ですとか、そういうものをキーワ

ードにして委託先で検索していて、検知されれば、 こちらに連絡が来ます。誹謗中傷等があれば、各学 校を所管している関係各課に連絡がきて、そちらか ら学校に連絡し、更に学校から生徒、保護者に連絡 する流れになっています。

三浦茂人委員(分科員)

そうすると、ある生徒がネット上で問題のある書き込みをしたとか、誹謗中傷やいじめをしたとなれば、例えばそれがAさんだとすれば、そのAさんがネットで書き込みしているということがこの協会で分かるのですか。

生涯学習課長

実際には全てが分かるわけではありません。書き 込みが検知されれば、協会から連絡が来ることにな ります。

三浦茂人委員 (分科員)

そうすると、その生徒の名前が分かるわけですよね、スマホとかパソコンを使っていれば個人も特定することができて、その人がどこの学校の生徒だとかも全部分かるという仕組みになっているのでしょうか。

生涯学習課長

個人の名前まで特定することは難しいと思っています。自分から名前や学校名を書いていれば分かるわけですが、学校名だけが書かれている場合には、学校に連絡して「こういう投稿がありますので。」と注意を呼び掛けるよう伝えています。

三浦茂人委員 (分科員)

そういう問題のある書き込み等を何とかして防げないものかといつも思うのだが、非常に難しい。匿名で顔が見えないから好き勝手なことをやるのだろうと思っているのだが、本来であれば投稿者を特定して、公表するしないは別にしても、ピンポイントで対策していかないとなかなか防げないと思います。

被害に遭った人が一番かわいそうで、絶対あってはならないことだと思います。この協会に対して年間委託料460万円くらいですが——これで県内の全ての学校についてほぼ全部網羅するのでしょうが——このくらいの額で十分な成果を期待できるのでしょうか。その辺の費用対効果はどうですか。

生涯学習課長

以前はこの事業――平成29年から行っていますが――教育庁総務課が担当しまして、総合教育センターに職員を置いて検索していましたが、ある程度限界がありますので、今はこちらの協会に委託している状況であります。

本当に生命に関わる大きな事故があってからでは 遅いと思っていますので、ネット利用の問題点など を知っていただいて、子供たちだけではなく社会全 体、保護者や地域の方々も含めまして、犯罪から子 供たちを守っていきたいと思っています。

三浦茂人委員(分科員)

そうですね。ネットに関わらず、いじめが原因で 命を絶つとか、いろいろな事例もあるでしょう。

あと最後にしますが、健全利用啓発事業のところで生徒指導担当教員を対象にした研修とあるのですが、先生方もたくさんいて、ネットに詳しい先生もいれば、例えば50代とかの先生になるとなかなかなじまないところがあると思います。この研修はどの年代層を対象にしているのか――詳しい人をピックアップするのか、全く分からない人も含めて学校単位で選ぶのか、その辺の実情はどうでしょうか。

生涯学習課長

全県各校の生徒指導担当の教員を対象にしています。その生徒指導担当の教員が学校に持ち帰り、各学校で研修会を実施するなどの広め方をしています。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、文化財保護室関係の質疑を行います。

鶴田有司委員(分科員)

秋田県の郷土食調査事業について質問させてもらいますが、これは郷土食の保存と活用を図るために実施されるとのことで、この調査は非常にいいことだとは思いますが、「こう活用していきたい。」、あるいは「こうアピールできるようにしたい。」とか、その辺をもう少し具体的に説明してもらえませんか。

生涯学習課文化財保護室長

成果をどう生かしていけるかは、まだ検討を重ねたいと思っている部分です。

これまで、食文化を文化財としてはほとんど扱ってきていませんので、どういう調査をするかを調査委員会で検討した上で、最初の年に基礎調査を行い、旧69市町村単位でそれぞれにどのような特色ある食文化があるかを確認していこうと考えています。2年目は、その中からおおよそ20地区くらいを選別して、食文化についての具体的な取材記録作成をしていこうと考えています。そういう調査をする過程で、県庁の関係部局にも入っていただきながら、今回の調査をどう生かしていけるかについて併せて検討したいと思っているところです。

もう一つ、国がこうした食文化についても改めて 民俗文化財の国指定を考えていこうと検討していま すので、今回の調査結果で秋田県からも食文化で国 指定が受けられるものが出ればいいと考えていると ころです。

鶴田有司委員 (分科員)

何となく分かるのですが、例えば、きりたんぽなどが秋田の特徴的な食文化の一つだと思いますが、ああいうものを改めて掘り下げるのか、あるいは、昔はあったが今はほとんどなくなってしまったとか、すっかり変化してしまったものを掘り出すのか、その辺はどうなのですか。

生涯学習課文化財保護室長

正に御指摘のとおりで、やはりきりたんぽは取り上げられることになると思っているのですが、最初の調査段階では、地元の聞き取りも併せてやっていきたいと思っていますので、今ほとんど継承されていない食についても記録や知っている方々から掘り出したいとは思っています。基礎調査の後に20地区くらいを選定して記録を深める段階では、昭和になって創作されてきたものなどを取り上げる場合は、より慎重に行うようにとの文化庁の方針もありますので、まず基礎調査をしながらそこら辺を見定めていまず基礎調査をしながらそこら辺を見定めていまず基礎調査をしながらそこら辺を見定めていたのぽやいぶりがっこ、ハタハタ寿司ですとか、幾つか出てくるものはあるとは思いますが、まず1回全県的な調査をして、県内全体の様子を把握するところから始めたいと思っています。

鶴田有司委員(分科員)

そういう掘り出しをして、全国的にも知られているものや――例えばきりたんぽとか――今では若干埋もれているものも調査するとのことですが、調べて終わって、「どこかの展示室に展示してあります。」「こんなのがありました。」だと何か寂しいと思います。方向性をどうするかはこれから考えていくとの話もありましたが、ただそれだけで終わってしまったら……。

昔のもので健康的な食文化であったり、あるいは 秋田県のPR材料にも使えるような食文化などを掘 り出して活用していくことを私は期待したいです。 その辺まで具体的に持っていければいいなと思いま すが、いかがですか。

生涯学習課文化財保護室長

正に御指摘のとおりと思っています。国がこの食の調査事業を推進しようとしている背景は、国指定の食の特色を出した上で、海外に向けて発信していきたいとの意図があると聞いていますので、そういうものにつながる取組にしていきたいと考えているところです。

鶴田有司委員 (分科員)

分かりました。1年後に大分盛り上がれる兆しが 見えればいいと、まず期待しておきます。

保健体育課長

学校給食、食育を所管しており、現在もそれぞれ の学校において地域の郷土食を特別メニューとして 提供していますが、せっかくこうした調査が始まりますので、実際子供たちの中でも埋もれてしまっている郷土食などがあろうかと思いますので、そうしたものをしっかり発掘しながら、学校給食の中で食育の観点にも広げていければいいと考えています。

鶴田有司委員(分科員)

せっかくなので、もう一つ伺います。例えば、きりたんぽなんかは料理して出来上がるものですよね。 それ自体がまず特徴的なものだと思いますが、いぶりがっことなればいぶりがっこそのものに加えて、 加工の過程などを含めてトータル的に取り上げるということでいいのですね。

生涯学習課文化財保護室長

食文化全体をどう調べて、どうまとめるかも併せて委員会で検討することにしているのですが、料理をどう食べるか、どの場面で食べるか、内なのか外なのか、行事のときなのかといったことや、作る場面でも、作る方法やいつ作るのか、どう保存するのか、その料理の材料は地域限定のものなのか、あるいは広くあるものなのかなど、観点となる部分が多いと認識しています。その辺からどう組み立てていくかを、調査委員ともんでいきたいと考えているところです。

鶴田有司委員(分科員)

もう一つだけいいですか。そうすると、さっき昭和以降のものについては注意を要するとの話がありました。ラーメンや横手やきそばなどは対象にしないのですか。

生涯学習課文化財保護室長

対象にしないわけではないですが、古くから伝わっているものをこの後に伝えるという視点が大きくありますので、対象とする場合でも、全県の基礎調査が終わり、絞り込みをする段階で、「昭和以降に創作されたものに関してもどうしても扱わなければならないのではないか。」といった検討をした上でのことと思います。

鶴田有司委員 (分科員)

分かりました。

横手やきそばの特徴は知っていますか。

生涯学習課文化財保護室長

太麺の上に目玉焼きがあって、ソースが……

鶴田有司委員(分科員)

ストレート麺も特徴です。

委員長(会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員(分科員)

関連してうかがいます。いろいろな調査の仕方が あるのでしょうが、今学校給食の話があり、非常に 分かりやすい事例だと思っていました。

基礎調査ですが、例えば古文書の解読から始める

とか、何かやり方があると思いますが、具体的にど うするのかイメージが湧かなくて、その辺を教えて もらえませんか。

生涯学習課文化財保護室長

文化財の調査でよくやるのですが、項目を設定した基礎調査のデータカードのベースを1つ作ります。それを基にして調査委員がそれぞれの地区でその項目をチェックしていき、基礎カードを作ります。それを一回まとめた上で、調査委員が地域の特色を確認していく作業になるだろうと推定しています。その調査項目の中に、食に関しての起源だとか、あるいは地元の言い伝えがあるとか、記録が残っているかなどの項目が入るものと思われます。

三浦茂人委員 (分科員)

何かイメージの湧く例はないですか。例えばお祭りのときにカスベが出てくるとか、テレビ番組の「秘密のケンミンSHOW」のように御当地でなければ食べることもない料理とか、まだいわれないのかもしれないが、「例えばこういう候補があるのだよ。」というものは何かないものですか。

生涯学習課文化財保護室長

いい例に当たるかは不安ですが、鹿角に「けいらん」という餅にあんこを入れたものがあって、地元でも特徴的な場面でしか作られていないようです。ただ、先ほどから話題に上がっているきりたんぽだとか、いぶりがっこ、あるいはトンブリ、ジュンサイといったものも拾っていくことになると思いますが、調査委員会でもみながらやっていきたいと思っているところです。

三浦茂人委員(分科員)

新規事業ですし、全国に先駆けて実施するのだから、やり方についても難しいところがあるかもしれないが、郷土食ということで、秋田らしさ――ほかにはない特徴が当然入ってくると思いますので、楽しみではありますね。是非そういうのを発掘できたら、みんなで試食会を開くとか何かのイベントで再現コーナーを設けるとかやってほしいと思います。そうすれば関心も湧くし、何かの行事のときに使ってもらえたりすると思うので、調査のその先だと思いますが、そうしたことも視野に入れて取り組んでいただければと思います。

生涯学習課文化財保護室長

ありがとうございます。その辺も十分検討しなが ら進めたいと思います。

委員長 (会長)

ほかに。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長(会長)

次に、福利課関係の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、学校教育系の義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課関係についての説明を求めます。

義務教育課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

保健体育課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。 質疑は、課ごとに行います。

まず、義務教育課関係の質疑を行います。

佐々木雄太委員(分科員)

1項4目の不登校・いじめ問題等対策事業について、SNS相談事業として56万8,000円とありますが、具体的にどのSNSを活用して相談事業を行っていくのか、まず教えていただければと思います。

義務教育課長

今のところは、LINEを使って行おうと考えているところであります。文部科学省で民間に委託してLINEによるSNS相談行っているのですが、そこに我々も試行的に参加しており、その経験を踏まえて来年度LINEを使って行おうと考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

もう少し詳しく教えてください。誰がどうやって 行うのか、何人体制なのか、24時間対応可能なの かとか、その辺のところをもう少し詳しくお聞かせ 願います。

義務教育課長

今のところ計画しているのは、NPO法人の蜘蛛の糸に委託し、そこにいる相談員が実際に対応する形を考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

そうすれば、56万8,000円は全てNPO法 人蜘蛛の糸への委託料と捉えてもよろしいですか。

義務教育課長

そのように捉えていただければと思います。

佐々木雄太委員 (分科員)

先ほどの質問ですが、SNSを活用した相談受入 態勢は蜘蛛の糸に全てお任せをするものと捉えても よろしいですか。

義務教育課長

基本的にはお願いしようと思っていますが、例え

ば緊急性が高いものなどは連携して対応していきま す。

佐々木雄太委員(分科員)

そこが一番聞きたかったところです。連携を強めて事業を行っていただける点に関しては安心しました。

質問を変えて、提出資料11ページのところで、 豊かな学びと新しい生活様式のための支援員配置事業についてですが、これは今年度の途中から新型コロナウイルス感染症の影響により実施した事業の延長線上のものと捉えてよろしいですか。

義務教育課長

そのように捉えていただければと思います。

佐々木雄太委員 (分科員)

そうすれば、学習指導員25人と学校サポーター85人をそれぞれ設定していますが、全県的にどのような根拠の下でこの人数設定をしているものでしょうか。今年度は提示してもなかなか市町村で手を挙げなかったと聞いていますが、その辺の考え方を教えてください。

義務教育課長

まず、学校サポーターについては、先日の審議でもありましたが、いわゆるスクール・サポート・スタッフとして7月補正で83名ほど配置しておりましたので、その実績に基づいて同程度の人数を要求する形にしています。

もう一つの学習指導員ですが、こちらは7月補正では62名配置していたのですが、令和3年度は25人としています。端的に言うと絞って要求したということなのですが、考え方としては、小学校で1学級30人以上いる学年が3つ以上、中学校では2つ以上となっている比較的大きな学校に対して配置しようとしています。その大きな理由としては、この予算全体について文部科学省の予算と補助割合が決められており、国の予算と連動するのですが、文部科学省の学習指導員に係る予算が概算要求ですが、対ラス100億円くらいとなっていたのですが、まずけてみると実際には9億円くらいしか増えていなかったこともあり、実際に手を挙げてもそんなに配置されないものと見込んで人数を絞っています。

佐々木雄太委員 (分科員)

義務教育課の考え方とすればそうなのでしょうが、 学校現場の声も十分取り入れた上でのことでしょうか。

義務教育課長

現在配置している学習指導員とスクール・サポート・スタッフについて、現場の声を聞くとどちらもとても良かったとの声はあるのですが、消毒の対応をしていただくとかそちらのニーズが高かったので、我々としては学校サポーターを優先して予算要求す

る形で対応しました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員 (分科員)

ICTを活用した秋田の教育力向上事業ですが、 県内の小中学校6校を支援校に指定して3年間調査 研究を実施するとあるのですが、この6校は同じ学 校が3年間指定されるのでしょうか。それとも1年 ごとに切り替えていくのか、そこを教えてください。

義務教育課長

こちらの6校については、管内バランス良く選んでいきたいと思っていまして、小中学校の場合は北管内、中央管内、南管内において、それぞれ小中1校ずつ、合わせて6校を選んでいこうと考えています。

具体的な学校ですが、基本的には同じ学校を3年間支援校として指定することを考えていますが、市町村によっては、ほかの学校にも広げていきたいとの思いもあるでしょうから、そうした要望がある場合には一つの学校を中心としながら、協力校のような形で更につなげていくことも考えています。

三浦茂人委員 (分科員)

だとすると、1校当たり600万円の予算が年間 行くわけですが、協力校に広がったときには、協力 校への支援についてもこの後予算化していく可能性 があるのでしょうか。

義務教育課長

もし仮に協力校を増やしても、600万円の範囲 内で実施をしていただくことを考えています。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。あと小学校であれば1年生から6年生まで幅広く、それから規模によっても1クラス当たりの生徒数がかなり違うと思いますが、1年生から6年生まで全学年で実施するイメージでよろしいのですか。

義務教育課長

それについては、市町村から提案をしていただこうと考えています。経費に限りもありますので、例えば3年間の中で学年を分けるといった提案もあるでしょうし、一つの学年に特化して実施するという提案もあるのでしょうが、その辺は幅広く市町村からの提案を見て検討していきたいと思っています。

三浦茂人委員(分科員)

1人1台端末になり、そういう意味では初めての 取組だと思いますので、試行錯誤は当然あると思い ますが、これからの時代、ICT活用は当たり前に なると思います。試行錯誤しながらも、その成果を 検証するために継続していかなくてはならないと思 います。当面は3年間とのことですが、学年によっ てもいろいろなばらつきがあったり、やり方も全然 違うと思うので、その多様なところに対応していく には大変難しいとは思いますが、3年間に限らず続 けるべきだと思います。3年間行ってみた結果を検 証して、更にそれを深掘りしていく考えもあるのか、 それとも3年で一回ばちっと切ってしまうのか、そ の辺どうでしょうか。

義務教育課長

確かに1人1台端末自体は今年度末に整備されて、 来年度からこの事業があってもなくても全ての市町 村で1人1台の取組は展開されていくことになると 思います。

我々としては、その中でも探究型授業にいかに I C T を入れていくかを研究していきたいという思いでこの事業を始めるのですが、おっしゃられたように3年間でどこまで成果を出せるか分かりませんし、恐らく3年間の中で新しいこともたくさん出てくるでしょうから、正に一年一年の取組をしっかり検証して新しいものに取り組む必要があれば、そこに対して予算を要求していきたいと考えています。

三浦茂人委員(分科員)

秋田県に限らず、他県でもこうした取組を行っていくと思いますので、例えばオンラインで他県との交流もできると思います。初年度はなかなかそうはいかないかもしれませんが、取組を積み重ねていけば県内にとどまらず、他県との交流も当然視野に入れていかなくてはならないと思います。今の段階では他県との連携などの話は出てきてないのですか。

義務教育課長

今の段階で言いますと、我々も勉強している段階であります。来年度に向けて、例えば岡山県やさいたま市、この前も大学の先生などにオンラインで取組状況を聞かせてもらい勉強しているところですが、この事業の中でオンライン・ミーティングを開催しようと思っており、こちらを通して先進的な県の情報もしっかり取り入れて、それを県内の先生方に発信していくことも考えているところです。今年度の段階で各県とのつながりもできてきていますので、そうした方々と相談しながら取り組んでいきたいと思っています。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかに。

鶴田有司委員(分科員)

オンラインの話も出たところでしたが、これから 生徒の規模が少なくなっていくことが考えられるわ けですが、複数の学校を同時に専門的な先生が授業 するといったことも考えていくのですか。それはま だこの次の段階となりますか。

義務教育課長

鶴田有司委員(分科員)

委員会の県外調査で四国に行った際に、訪問先の市長が学校の統廃合をしないとの基本的な考え方を持っていたのですが、それでも小さい学校があるので、複数の学校で同時に授業を進行させているとのことでした。もう既にやられているのです。今回はコロナの問題もあって、1人1台端末となったわけですが、これからICTの発展はどんどん進化していくわけですから、北秋田市が具体的にそういう取組をしようとしているのであれば、その成果を県内に発信していただければ、ほかの地域でも参考になると思います。

また、先ほど他県との交流という話もありましたから、高校などはあるのかもしれませんが、例えば都会の有名校などと一緒に授業をするとか、予備校などと一緒に特別な授業を受けるとか――義務教育課の場合は小中学校ですから、そこまでいけるか分かりませんが――そんな取組もあれば、せっかくの機能を高いレベルで生かせるのではないかと思いますが、どうでしょう。

義務教育課長

正にそのとおりだと思います。いろいろな取組や新しいことが多く出てくると思いますし、この事業に関係なく市町村でも取組が進んでくると思いますので、今委員が言われた取組などいろいろと新しい取組は県でもしっかりと吸い上げて、県内全体に普及していきたいと思います。

鶴田有司委員(分科員)

是非お願いします。終わります。

委員長 (会長)

ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

同じくICTを活用した秋田の教育力向上事業についてですが、このICTを使って小学校から中学校に進学した場合、また中学校から高校に進学した場合、ICT活用に関してどのような変化があるのかも見たほうがいいと思います。ICTの部分での小中、中高の連携も必要だと思いますが、この事業とは別にそうしたこともやられるのでしょうか。

義務教育課長

確かに小中高と連続して取組が続いていくことは 大事だと思います。秋田県の場合は、高等学校も全 国に先んじて1人1台端末を実現していくことになっており、そうした意味では土台は整っていると思いますので、まずは県庁内において、小学校、中学校でどういう取組が行われているのか、高等学校で学ぶことはどんなことかについて情報共有し、連携が進むように検討していきたいと思っています。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。それから、目的の中に「秋田の新 しい探究型授業を構築する」とあるのですが、高校 教育ではよくアクティブラーニング(教員による一 方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動 的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総 称。)とか双方向型の授業をずっと続けてきました。 義務教育における新しい探究型授業(自ら学び自ら 考える力を育てる授業のこと。)の目指すところは どこでしょうか。

義務教育課長

秋田の小中学校の場合は、探究型授業という一連のプロセスがしっかりと根付いているのですが、その中でいかに効果的にICTを活用していくかを「新」い探究型授業」と呼んでいまして、今までも

「新しい探究型授業」と呼んでいまして、今までやってきたことにICTを入れることによって子供たちがもっと楽しく学べるとか、あとは子供たちの考えがもっとはっきり分かるとか、そういった辺りを検証しながら導入していきたいと考えているところです。

児玉政明委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

審査の途中ですが、ここで休憩とします。 再開は午後3時とします。

午後2時52分 休憩

午後3時00分 再開

出席委員(分科員)

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長 (会長)

委員会及び分科会を再開します。 次に、高校教育課関係の質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

就職支援員を配置してどのくらいになりますか。 それから職場定着支援員も置いてくれたと思います が、まだ置いてからそれほどたっていないから、なかなか中身は分からないでしょうが、相談内容などについて報告などは上がってきていますか。

高校教育課長

就職支援員を配置してからかなり年月はたっていますが、職場定着支援員等はまだ歴史が浅いところです。主に定時制を持っている学校などを中心に配置していますので、比較的きめ細かく相談に乗りながら就職支援をしている状況です。また、あわせて企業を回り、様々な情報を得て、定着度合いとか、あるいは離職があったときには、その状況を把握して持ち帰り、各校に共有していますので、有効に機能していると考えています。

北林康司委員 (分科員)

有効に機能しているとの話ですが、何か具体的な 話が上がってきたことがあるのかないのか分かりま すか。特別上がってきてなければいいですよ。

高校教育課長

具体的に把握していないところがありますが、特に問題があるなどの話はないと思います。

委員長 (会長)

ほかに。

三浦茂人委員(分科員)

提出資料13ページのe—AKITA ICT学び推進プラン事業について、これは1人1台端末の運用経費として6,900万円ほどの予算ですが、内訳にある授業目的公衆送信補償金とはどういうものか教えてもらえますか。

高校教育課長

こちらは、教育を目的として著作権があるものを 授業等で活用したいときに、たしか生徒1人当たり 年間420円だったと思いますが、これを県で支払 うことによって、各学校が気兼ねなく著作物を授業 等で活用できるものです。

三浦茂人委員 (分科員)

そうすれば、基本的にこれを払っておけば、ほぼ 全ての著作物を著作権侵害の心配なく利用できるイ メージでいいですか。

高校教育課長

このICT活用の上では、インターネット回線を経由しますので、この補償金を払わなければ、おっしゃったとおりの支障が出ますが、これを支払うことで、そうしたことは全く気にしなくてよくなります。

三浦茂人委員 (分科員)

それでは、もう一点教えてください。回線料とか プロバイダ料金とかいろいろありますが、毎年これ くらいの予算が掛かってくるとの理解でよろしいの ですか。

高校教育課長

基本的にこれはランニングコストですので、毎年 掛かってくると思います。ただ、この後国が大きな 回線を学校に開放するといった情報もありますので、 そうなれば金額が減る部分はあると思います。

三浦茂人委員 (分科員)

ちなみに、昨年はこの予算は何もなかったようです。それでもこういった回線を使った授業などを行っていたのではないかと思いますが、何か別の方法でやっていたのでしょうか。

高校教育課長

こういう太い回線を学校が使うことは今までありませんでしたので、これまでは各学校でプロバイダと契約しながら細い回線でやっていたという実情であります。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

児玉政明委員 (分科員)

同じくe一AKITA ICT学び推進プラン事業について、内訳にデータセンター使用料とあります。いまいちデータセンターのイメージをつかめないのですが、利用するメリットなども含めて教えてもらいたいと思います。

高校教育課長

データセンターについては、私も決して詳しくはないのですが、各学校からの回線を一まとめにして、そこからインターネットに接続するもので、そのデータセンターのところでファイアウォールというフィルター——外部からの侵入を防ぐもの——がありますので、セキュリティーの上では万全です。

児玉政明委員(分科員)

クラウドともまた違う感じなのですか。各学校に あるわけではないのですよね。

委員長 (会長)

暫時休憩します。

午後3時7分 休憩

午後3時7分 再開

委員長 (会長)

再開します。

高校教育課長

すみません。クラウドはデータセンターを経由してインターネットの中にあるものでありますので、 データセンターとは異なるものです。

児玉政明委員(分科員)

あまりよく分からない感じですが、まずそれを使 用するのですね。 それから、提出資料の14ページに「生徒がタブレット端末を持ち帰り、自宅等で活用する場合の利用ルールの作成」と書いているのですが、この持ち帰りのルール等はもう出来ているということでよろしいですか。

高校教育課長

おっしゃったとおり、先ほどの説明の中でガイドラインはもう既に作成していると申し上げましたが、そのガイドラインの中に、こうした持ち帰りの際の規則なども書かれています。ちなみに、学校の許可を得た上で、責任を持って持ち帰ることとしています。

児玉政明委員 (分科員)

そうすれば、今後はオンラインで家庭学習するなど、そうした部分までいくと思いますが、例えば自宅での通信環境といいますか、今度はそうした体制の整備も進めていかなければならないと思いますが一国でもそうした補助事業等もあるようですが一進め方として、家庭の通信環境の調査などが入ってくると思います。そこら辺はどういう方向なのでしょうか。

高校教育課長

持ち帰りについて、毎日持ち帰ることになるのか、あるいは必要に応じてとなるか、これは学校の現状によると思います。その中で、御指摘のように家庭にWi-Fi環境があれば使えるわけですが、なければ使えませんので——その国の補助事業のことは詳しく分からないのですが——この辺りを調査しながら——家庭の実態を調査しながら、その中で改善を図っていく必要はあると思います。ただ、家庭におけるWi-Fi環境整備は、基本的には家庭の負担となると思います。なお、これは総務課の事業ですが、総合教育センターで家庭に持ち帰って使えるルーターの貸出しも今進めているところであります。

児玉政明委員(分科員)

分かりました。ちなみに、小中学校でも持ち帰る ことを想定しているものですか。

義務教育課長

基本的には市町村で決めることにはなりますが、まだ実際にどうするか検討中のところが多いです。 小学校と中学校でもまた違うでしょうし、子供たちのモラルのことや、ルール作りもありますので、その辺が整えば、持ち帰りを認める市町村も出てくると思います。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。

委員長(会長)

よろしいですか。

鶴田有司委員(分科員)

それでは、今の関連で、提出資料の14ページを

見ると、基本方針1「ICT環境の整備」は令和2年度で既に完了したと思いますが、基本方針2「ICTを活用した学びの推進」、基本方針3「情報セキュリティの向上」は実施期間が令和2年度から令和4年度までとなっており、モデル校が設定されていますから、恐らくそこでいろいろな取組をしてみるのだろうと思います。そうすると、例えば、情報セキュリティーの確保とか端末の運用のルールの確立とかは令和2年度にそこまで行っているわけではないのですよね。これから整備していくのですか。

高校教育課長

先ほど申し上げた「県立学校学習ネットワークシステム利用ガイドライン改訂版」というものがあって――これはお配りしていなかったと思いますが――12ページくらいの冊子ですが、これを今年作成しました。この中で各学校あるいは教職員、生徒がどういった運用をしていくかについて示しています。その中に不用意な使い方はしないようにといったことなどが書いてありますので、安全に使うためのガイドラインというのは既に作成して、各学校に配って周知を図っているところであります。

鶴田有司委員(分科員)

そうすると、モデル校に限らず、ほかの学校でも 取り組んでいくのですね。その中で、モデル校では、 さらに先進的な事例を作るためのいろいろな取組を プラスアルファで行ってもらい――それを令和4年 までまずやらせて――先ほど義務教育課の話でも出 てきたように、この事業は、様々な取組を行ってみ て、それを広げていく感じなのですね。

高校教育課長

おっしゃるとおりです。まだ研究指定校を正式には決めておりませんが、恐らく高等学校でいえば3校程度、地区や学校の種類——専門学校のある学校であるとか、あるいは普通科の学校であるとかを混ぜながら、あるいは中高一貫校も考えてはいるのですが、そうしたところを混ぜながら——それぞれの実践を持ち寄る形にしたいと思っています。恐らく実践報告会のようなものを設けられると思いますので、その中でほかの学校も含めて全県的な普及を図っていきたいと考えています。

先ほど義務教育課長が申し上げましたとおり、そ うしたところで小中高の連携を図ることができると 思っています。

鶴田有司委員(分科員)

もう一つ、先ほど義務教育課に質問しましたが、 進学校などで、最近はよく夏期講習に予備校等の先 生を頼んだりして授業をしているのです。こうした ICT化の取組によって、わざわざ呼ばなくても、 あるいは行かなくてもその授業を受けられるように なると思います。それこそ高校であればどこか都会 の有名校の授業を受けられるということもあると思いますが、そういう取組も行ってみるのですか。

高校教育課長

まだそこまで決めておりませんが、これまでも予備校の講師を活用した授業はありましたので、有効性があるのであれば、モデル校になるのか、あるいは我々で考えるのかは分かりませんが、可能性は今後検討していきたいと思っています。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。いろいろな取組をまず行ってください。

委員長 (会長)

よろしいですか。

佐々木雄太委員 (分科員)

あきたを創る!産業人材育成事業について、細かく言うと2つの事業――航空機産業人材育成事業と情報関連産業人材育成事業となっていますが、これは何年かにわたって県教育委員会で行ってきたことだと思います。端的に伺いますが、結果として、この事業によって航空機産業あるいは情報関連産業への就職にきちんとつながっているものですか。

高校教育課長

実は、求人そのものが少なかったりしますので、 その辺りは大変微妙なところであります。ただ、や はり地元にも関連産業を実際に担っている企業はあ りますので、数は少ないながらも例えば今年の数字 ですと、航空機関連で2名程度就職が決まっている 生徒はいます。あと情報関連産業ですと、県内企業 で言うと2名ほど決まっている生徒がいます。また、 昨年度も数名程度の数字で推移しています。

数は少ないのですが、着実に就職者はおりますし、 必ずしも航空機産業に就職しなくとも、在学中にそ うした勉強をしたことは、生徒のためになっている と考えています。

佐々木雄太委員 (分科員)

特に今年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で航空機関連の需要がかなり落ち込んでいます。私はにかほ市民ですが、製造業の多いまちなので、話を伺っていると、特に航空機産業関係の部品を手掛けている会社などは非常に厳しい状況——来年度の雇用なんてとても考えられない状況がある中で——もちろん県として航空機産業を推進しているので、県の施策との絡みもあるのでしょうが——この事業自体がしっかり時代にマッチングしているのか検証することは大事だと思います。

最近では、知事は航空機産業よりも洋上風力だとかEV(Electric Vehicleの略。電気自動車のこと。)向けの自動車関連産業への言及が多いので、飽くまでも事業名としては航空機産業人材育成事業となっているが、例えばものづくり

の根本だったり――情報関連に関しても根本は変わらない部分は多いので――ターゲットをもう少し幅広するなどしてはどうでしょうか。製造業の多い本県でありますから、時代にマッチングしているかどうかの検証は非常に大事であって、答弁にもあったように、せっかく航空であれ情報であれ事業を立ち上げても、受入れ企業が少ないというのも現実です。その辺の検証を――この事業を始めて何年目でしたか――きちんと踏まえた上での来年度予算要求となっているのか、その点についてお聞かせ願えればと思います。

高校教育課長

御指摘のとおりだと思います。平成28年度から取り組んでまいりましたが、なかなか受皿が厳しいところがあります。それから、御指摘があったように社会情勢の変化もあると思います。ただ、その中でも――情報関連産業人材については、その必要度は増していると思っていますが――先ほど申し上げたとおり、航空機産業人材育成事業という名称は確かにこうなっていますが、学ぶことは非常に高度な加工技術であり、これは必ずしも航空機産業に特化したものだけではないと思いますので、そうした部分で幅広く高校生の進路に役立つように事業の内容を考えていきたいと思っています。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員(分科員)

今の質疑に関連してですが、佐々木委員が言ったように、確かに航空機産業はコロナ禍で大変な状況にある。予算も令和2年度と比べれば70万円くらい減らされていて、ここはもう少し臨機応変にしてもいいと思います。

例えば、今は脱炭素というのが世間で注目されて いますので、水素絡みの産業だとか、アンモニアな ども注目されてきています。総理大臣も替わってそ うした方向に大きくかじを切っている状況なので、 将来に向けた産業の人材育成という趣旨であれば、 ─航空機と情報関連、この2つも大事なので、残 してもいいのだが――この減らされた分の予算を例 えば脱炭素関係だとか、新産業に向けていくほうが 時代にマッチしていくだろうと思います。多分高校 生とか若い人たちもコロナ禍の今の感覚では「航空 機産業だと働けないよ。」と――すぐ復活するとは 思うのだが――そう思うかもしれません。今ホット なのは、脱炭素だとか水素産業などであることを思 えば、そうした産業のほうが希望があると思うので、 そうしたメニューもそろえてあげるのが優しい気が したのです。

令和3年度はこれで行くにしても――来年新型コロナウイルス感染症が収まって、航空機産業も復活

してくるかもしれませんが――時代を先取りした形で臨機応変にできるように、そこら辺をもう少し考えて今後対応していただければと思います。

高校教育課長

おっしゃるとおりだと思いました。秋田県においても、この後恐らく再生可能エネルギーの必要性が叫ばれると思いますので――必ずしも秋田県に限ったことではないとは思いますが――希望を持ちながら社会の変化に自分の力で対応していけるような人材を育てていける内容、あるいは名称等について検討させていただきたいと思います。

委員長 (会長)

ほかに。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、特別支援教育課関係の質疑を行います。

佐々木雄太委員 (分科員)

非常勤講師等配置事業について、備考欄にもあるように医療的ケア、看護師及び訪問介護教育等の講師を配置する経費となっていますが、これは前年度と比べて大分ボリュームアップしたように思います。ボリュームアップした要因はどういうところにあるのでしょう。

特別支援教育課長

これについては、今年度から配置する非常勤講師等が会計年度任用職員へ変わりまして、今年度の6月は100%の期末手当支給とはなりませんでしたが、来年度からは6月期も12月期も100%支給となることも踏まえて額が上がっているものです。

佐々木雄太委員(分科員)

よく分かりました。ありがとうございます。

委員長 (会長)

ほかに。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、保健体育課関係の質疑を行います。

佐々木雄太委員 (分科員)

運動部活動活力アップ支援事業についてですが、 来年度からは文化部にも適用してくれるとのことで、 非常にありがたい発言だったのですが、それは提出 資料21ページの(1)にある部活動指導員配置事 業のことなのか、(2)の秋田型運動部活動サポー ト事業のことなのか教えてください。どちらもOK なのかな。

義務教育課長

(1) の部活動指導員配置事業になります。

佐々木雄太委員 (分科員)

では、新たに来年度からは文化部にも適用してくださるとのことで、新規配置として記載されているにかほ市と大仙市は文化部ですか、それとも運動部

ですか。

保健体育課長

本事業に関して意向調査をした段階では、秋田市から、吹奏楽の顧問指導者として3名の希望がありましたが、この後、定期人事異動等もありますので、それによって新年度の指導体制も大きく変わる可能性がありますので、年度が改まりましたら早々に各市町村教育委員会から配置予定の学校に調査を行い、その中で正式に要望が上がってくる流れになっています。

佐々木雄太委員 (分科員)

今までも運動部活動活力アップ支援事業の質疑の中で、是非文化部も対象に加えてほしいという話を再三してきたところで、特に今の発言にもあった吹奏楽に関しては、ハイレベルなプレーヤーなどを講師として招いて、教えていただくことが生徒たちにとっても活力につながっていきますので、是非活用していただきたいと思います。今後とも、運動部だけではなく、文化部のことも忘れないようによろしくお願いします。以上です。

委員長(会長)

ほかにありませんか。

児玉政明委員 (分科員)

同じく運動部活動活力アップ支援事業についてですが、部活動指導員の配置予定数が37人となっていて、その概要として「教員の多忙化防止や働き方改革を支援するため」とありますが、昨年も実施した学校で、具体的に先生方の残業時間が少なくなったとか、数値として結果は出てきましたか。

保健体育課長

実は、文部科学省で全国一斉調査をしていまして、大会等が多くある6月頃が先生方にとっての繁忙期なのですが、この1週間を抽出した形で調査をした結果、本県の場合ですが――平成30年度と令和元年度の比較になりますが――指導日数が半減、指導時間についても半減していました。具体的には、配置前は指導時間であれば一週当たり13時間ほどだったものが6時間ほどまで減ってきていることが効果として確認されています。

また、働き方改革はもちろんですが、専門家の配置によって生徒や保護者の満足度とか、競技力の向上とか、そうしたところも改善が見られていますので、教員の働き方改革だけではなく、生徒のニーズに応じた指導体制という面においても非常に効果があると捉えています。

児玉政明委員 (分科員)

効果がかなり見えているとの説明を受けました。 配置人数が37人で予算が938万4,000円と なっており、単純に割り返すと1人当たり25万円 くらいになると思います。実は、私の息子の中学校 にも今年度来てもらっておりまして、しょっちゅう 学校の部活に来ている感じでしたが、この指導員に 対する金額は年間で決めているものなのか、例えば 時給で支払われているものなのか、どうなっていま すか。

保健体育課長

国3分の1、県3分の1、市町村3分の1の負担割合となっており、上限が210時間と決められています。あとはそれぞれの市町村における部活動のガイドラインに沿った形での活動となりますので、それを超えた分は支給することができない形になっています。

児玉政明委員 (分科員)

そうすれば、県としては3分の1の部分にこれだけの予算を出しているという理解でよろしいのですね。

保健体育課長

おっしゃるとおりです。

児玉政明委員 (分科員)

分かりました。以上です。

委員長 (会長)

ほかに。よろしいですか。

鶴田有司委員(分科員)

なかなか立場上聞きづらいところもありますが、 高校野球強化支援を相変わらず行っていただいて、 本当にうれしく思っています。今はあまり1回戦で 負けなくなりましたから、この取組の効果だと思い ますが、一頃は秋田市内の高校など、一部地域に野 球強豪校が集中していたのが、ほかの地域にも拡大 してきて、それぞれ切磋琢磨してきていると思いま すが、この後どのように——来年度また実施してい ただけるということで予算化されているわけですが 一その後はある程度継続していくとの考え方になっているのかどうか聞かせてください。

保健体育課長

金足農業高校が甲子園で準優勝を果たした年に高校野球強化プロジェクトそのものは解散となりましたが、8年間の取組の中で特に効果が大きかったアドバイザーによる訪問指導の部分については、引き続き、県教育委員会としてサポートしていくこととしています。ただ、プロジェクトで行われていたそれ以外の事業については、県高野連(秋田県高等学校野球連盟)ですとか県野球協会ですとか、そうした県内の組織の中に引き継いでいくこととしています。

コロナ禍で、なかなかアドバイザーに来県いただけなかったり、調整に大変難儀したのですが、例えば投球動作解析——ピッチャーのフォームをビデオで撮って、それをアドバイザーに送って、見ていただいたものをフィードバックするといった方法も今

年は取っていますので、ウィズコロナの中、やり方を変えながらも、効果のある事業については継続していきたいと考えているところです。

鶴田有司委員 (分科員)

この事業では、選手の個別指導なども行われるのだと思いますが、やはり一番重要なのは指導者をしっかり育成していくところだと思いますので、そこに力点を置いてもらい——予算化し続けるのは難しいかもしれませんが、この事業の重要性をしっかり捉えて今後も行っていただければ本当にありがたいと思います。

あわせて、食に関する栄養指導なども私は重要だと思います。最近はどうなのか分かりませんが、スポ少のバスケットなどでも走っていってターンするときに骨折してしまうことが時々あるのです。「えっ、これで骨折するの。」と。だから、栄養バランスなども競技力向上に大いに関係があるものと私は思います。栄養指導などは今までも行ってこられたのだと思いますが、しっかり取り組んでもらいたいと思っています。その辺はどう考えていますか。

保健体育課長

食に関する指導については、県内3地区で開催しているのですが、定員の400名がすぐ満杯になるくらいの人気のある研修会があります。県外の私立高校であれば、例えば全寮制で栄養管理士なども置きながら、食事管理も徹底しているわけですが、本県の場合は公立高校が非常に多く、そうした意味で保護者からのニーズが非常に高い研修になっています。体作りはもちろんですが、けが防止にもつながる非常に良い研修ですので、引き続き継続してまいりたいと思います。

鶴田有司委員(分科員)

よろしくお願いします。終わります。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会関係の当初予算に関する質疑を 終了します。

次に、教育委員会関係の予算関係議案以外の議案 の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

教職員給与課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

高校教育課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。質疑 は課ごとに行います。 初めに、教職員給与課の「教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」について、質問等はありませんか。

佐々木雄太委員 (分科員)

改正理由の文言の中に「現下の経済状況及び知事等の退職手当を減額する特例措置に鑑み」とありますが――知事部局との兼ね合いもあるのでしょうが――そもそも減額となる100分の10の根拠はどう捉えていますか。前教育長の退職手当を減らしたときの時代背景が今でも変わっていないとの認識でよろしいのでしょうか。

教職員給与課長

100分の10という率についてですが、知事については100分の15、副知事については100分の10とのことで、平成25年に初めて退職手当を減給したときから、この100分の10という率を当てはめています。県内の経済状況については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相変わらず厳しい状況が続いているものと考えています。それを踏まえまして、100分の10という率でこれまでどおり、また、副知事と同様の割合で減額をさせていただく考えであります。

委員長 (会長)

よろしいですか。

佐々木雄太委員 (分科員)

教育長がよければいいです。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、高校教育課の「学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」について、質問等はありませんか。

三浦茂人委員 (分科員)

単純な確認ですが、これは毎年変わるものでしたか。毎年この時期に見直していくということですか。そうすると、令和3年度の職員数は、改正後人数である8,811人ぴったりになるのですか。

高校教育課長

条例で定めるものはそうなりますが、これ以外に ここに現れない形の職員もいます。例えば、出産休 暇であるとか育児休業であるとか、そうした際の代 替講師などは含まれていません。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会の議案についての質疑を終了します。

次に、請願の審査を行います。

配付しております請願一覧表により、継続審査となっている請願から順次、審査を行います。

1ページをお開きください。

請願第7号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はありません。

委員長 (会長)

請願第7号について質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

3ページをお開きください。

次に、請願第11号「秋田県立西目高等学校再編 整備に係る請願について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

【請願一覧表により説明】

委員長 (会長)

請願第11号について質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

5ページをお開きください。

次に、新規の請願であります請願第41号「高等 学校の現場において、乳がんについての知識の普及

・啓発を求める請願について」を議題とします。 執行部の現況説明を求めます。

保健体育課長

【請願一覧表により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

請願第41号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で請願についての審査を終了します。

次に、教育委員会関係の陳情の審査を行います。 配付しております陳情等一覧表により審査を行い ます。

3ページをお開きください。

陳情第28-1号「私立学校への助成強化並びに 建学の精神の基で特色ある教育実現の促進につい て」を議題とします。

質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で陳情についての審査を終了します。

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日、2月18日木曜日、午前10時から委員会を開き、教育委員会関係の2月15日に追加提案され

ました令和2年度補正予算関係の議案に関する審査 及び所管事項に関する審査を行います。 散会します。

午後3時53分 散会

令和2年2月18日(木曜日)

本目の会議案件

1 議案第86号

令和2年度秋田県一般会計補正予算(第13号)(教育委員会の関係部門)

(趣旨説明・質疑)

2 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 司 員(分科員) 北林康 委 員(分科員) 鶴 田 有 司 委 員(分科員) 児 玉 政 明 三 浦 茂 人 委 員(分科員)

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山 﨑 裕 介 議会事務局政務調査課 安 原 駿 平 教育庁総務課 川 田 悟 志 警察本部警務部総務課 高 岡 義 明

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員 (分科員)

委員長(会長) 髙 橋 武 浩 副委員長(副会長) 佐々木 雄 太 北 林 康 員(分科員) 委 司 委 員(分科員) 鶴田 有 司 委 員(分科員) 玉 児 政 明 委 員(分科員) 三浦茂 人

説明者

教育長 安 田 浩 幸 西 弘 紀 教育次長 小 Ш 昭 教育次長 石 政 総務課長 片 村 有 希 谷 総務課施設整備室長 俵 浩 教職員給与課長 朗 真 田 郁 幼保推進課長 袴 田次 郎 義務教育課長 中 山 恭 幸 高校教育課長 伊 藤 雅 和 特別支援教育課長 新井 彦 敏 生涯学習課長 瀧澤徳彦 生涯学習課文化財保護室長

武藤祐浩

保健体育課長 高橋周也

福利課長 丸 山 隆

委員長 (会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

初めに、2月15日に追加提案されました令和2 年度の補正予算関係の議案に関する審査を行います。 分科会において、議案第86号のうち、教育委員 会の関係部門についての審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

総務課長

【補正予算内容説明書により説明】

総務課施設整備室長

【補正予算内容説明書により説明】

幼保推進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑は、総務課から順に課室ごとに行います。

佐々木雄太委員(分科員)

私立学校就学支援事業について、国の補正予算に 伴う補正とのことで、先ほど非課税世帯を対象とす るとの説明があったと思いますが、具体的に人数と いいますか、世帯数について内訳をお聞かせ願えま すか。

総務課長

非課税世帯が対象ですが、金額は第1子、第2子 以降、それから通信制専攻科で違っていますが、第 1子では239人、第2子以降では88人、それか ら通信制専攻科では49人であります。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

それでは、次に施設整備室関係で質問をお受けします。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、幼保推進課関係で何かございませんか。

北林康司委員 (分科員)

子育て支援等臨時対策基金積立金について、提出 資料では「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の 財源として交付されたとあるが、基金に積み増しす るということは、特別交付税ではないから混ぜて使 ってもいいのだよね。

幼保推進課長

基金自体は幾つか項目があって、今回はこの不妊治療に関する事業実施部分として基金の積み増しを行うものです。なお、事業は健康福祉部で実施するものであります。

北林康司委員 (分科員)

分かった。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、高校教育課関係で何かございませんか。

佐々木雄太委員 (分科員)

高性能 P C 端末等を 1 0 校に配置してくれるとのことですが、各学校に何台くらいずつ配置してくれるのですか。各学校でばらつきもありますか。

高校教育課長

各校において若干のばらつきはあります。ただ、情報処理の教室がありますので、おおむね1教室分——専門学校では大体1クラス35人となっていますので、35台プラス教師用で36台程度がめどとなっています。

佐々木雄太委員(分科員)

ちなみに、高性能とは、どこまでのスペックのも のが入るのですか。

高校教育課長

どういうスペックかと言われると、私も詳細まで 把握していないのですが、ただ、高性能といいます のは、専門高校で使っているCAD

(Computer Aided Designの略。コンピュータ設計支援のこと。)のソフトについて、新しいバージョンに対応しており、製図であるとか三次元の図面対応だとかに対応できるものであります。大体1台当たりの単価は20万円程度だと把握しています。

佐々木雄太委員 (分科員)

今説明のあったパソコンは、10校に各35台くらいずつで、みんな同じパソコンが配置されるのですか。例えば、工業系だとCADに特化したパソコンだったり、仁賀保高校だとCADよりも画像処理などにたけているパソコンだったり、学校の特性に合わせたパソコンの配置になりますか。

高校教育課長

御指摘のとおり、例えば工業高校であれば先ほど申し上げた内容になりますが、情報系の学校であればCG等の画像対応になろうと思いますが、そこの機種の別については今確認させて……

佐々木雄太委員 (分科員)

まあいいのですが、要は一律に高性能PCといっても、各学校の特色もありますので、そこをきっちり踏まえた上での配置であれば良いなと思い、その確認でした。細かいところまでは結構です。

高校教育課長

そこは大丈夫だと思います。

委員長 (会長)

ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

同じくデジタル化対応産業教育装置整備事業で、 PC等は副委員長から質問がりましたが、西目高校 の農業関係のことについて質問したいと思います。 西目高校の田んぼの耕作面積はどのくらいになって いますか。

委員長 (会長)

休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

委員長 (会長)

再開します。

児玉政明委員 (分科員)

最先端のデジタル化に対応した産業教育装置を整備するとのことで、提出資料には光選別機ともみすり機が記載されていますが、最先端のデジタル化といえばスマート農業という感覚で、例えば携帯電話による水管理とか、ドローンを使った農薬散布、または無人の農業機械とかをイメージするのですが、そうしたスマート農業関係の機械の整備などはどうなっていますか。

高校教育課長

御指摘のとおり、今スマート農業についての学習も進めているところであり、各学校におきまして、ある程度取り組んでいます。提出資料にあります光選別機やもみすり機は、スマート農業とは直結しない印象がありますが、農業全体のスマート化や時代に合わせた新しい農業の在り方について学習する際に、実習場全体の中でこれらの機器が若干老朽化しているので、そこを更新しながら学習を進めていきたいと考えています。御理解いただければと思います。

児玉政明委員(分科員)

もう一点、乾燥調製設備の機械は、ほかにも一式

そろっているとのことでよろしいですよね。

高校教育課長

全てがそろっているわけではないとは思いますが、 各農業系の学校でそれぞれ取り組んでいるところで す。金足農業高校でも国の指定を受けながらこの後 取り組んでいく部分もあります。そうした各学校の 連携の中でも取り組んでいくことがあると思います。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかに。

三浦茂人委員(分科員)

単純なことですみませんが、秋田工業高校に整備される連続精留装置というのがよく分からなくて――ほかは何となくイメージが湧くのですが――連続的にアルコールの精留を行うとありますが、どんな目的なのか、どんな産業につながっていく授業なのか、簡単にでいいので教えてもらえますか。

高校教育課長

工業科学系の学科にプラントの実習装置があって、そのプラントの中で混合溶液の各成分を分離するための装置であります。秋田工業高校では、これまでもアルコールの精留を行っていますので、そのプラント(大型生産設備のこと。)の一部を時代に合わせ更新するものです。

三浦茂人委員(分科員)

結構高額で4,600万円となっていますが、この装置は秋田工業高校以外で入っているところはあるものですか。プラントの中の一部だから、あまりないのかな。

高校教育課長

過去においてはほかの学校にもありましたが、現在では秋田工業高校にだけこのプラントの装置がある状況です。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

高校教育課長

先ほどの児玉委員からの御質問の件です。西目高等学校における水田の面積ですが、水田は480アールであり、その内訳はウルチ米が150アール、酒米が330アールとなっています。

委員長 (会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

それでは、次に特別支援教育課関係で何かござい ませんか。よろしいですか。

児玉政明委員(分科員)

確認ですが、点字プリンター1台の整備とありま

すが――一人一人に応じた入出力支援装置なるものがこのプリンターになると思いますが、入力の方法は音声などで行うのですか。その辺の流れがどういった感じなのか教えてもらいたいと思います。

特別支援教育課長

パソコンやタブレットに専用のソフトを入れておくと、子供たちが入力したものが6点の点字の画面になって、どのような形でプリントアウトされるかが表示されます。それを外部記憶装置などに入れて、プリンターに差し込めば自動的にプリントアウトされるとのことです。

これまでも生徒用としては1階に1台整備しておりましたが、主に全盲の子たちが使っており、2階にいる子供たちが授業中に使う際には大変不便でした。もう一台整備されますと一階にも二階にも整備されて、大変利便性が上がると聞いています。

児玉政明委員 (分科員)

一人一人の環境がみんな違うと思うので、うまく 子供たちに配慮しながら、こうした教材等を使って より良い教育環境を作っていただければと思います。 よろしくお願いします。

特別支援教育課長

今頂いた御意見を生かして学校で使っていきたい と思っています。

また、自分が打ったものと友達が打ったものを授業の中で互いに見合うなど、授業の質を高めていくように使っていきたいと思います。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

最後に、生涯学習課関係で何かありませんか。よ ろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会関係の追加提案分の補正予算に ついての質疑を終了します。

次に、教育委員会関係の所管事項の審査を行います。

執行部より発言を求められておりますので、これ を許可します。

生涯学習課文化財保護室長

【提出資料により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び教育委員会関係のその他の所 管事項についての質疑を行います。

北林康司委員(分科員)

中身をまだそれほど見ていませんが、先般テレビを見ていましたら、増田の豪雪の様子が報じられて

いました。これも災害の一種に入るのですか。

生涯学習課文化財保護室長

あの大雪で建物等への影響が出ていれば、災害という捉え方になります。増田は確かに貴重な建物が 隣接しているので雪の処理は大変ですが、何とかや りくりしていると地元の方から聞いています。

北林康司委員 (分科員)

私も鶴田委員がいるのに余計な話をするわけではないが、今課長が言ったその点なのですよ。テレビで見ていても、屋根と屋根が重なっていて、簡単に雪下ろしができない状況でした。横手地域や平鹿地域は毎年大雪で、大変だとの悲鳴があります。それに対する対応はどうするのかと思っていたのですが、それもこの中で対応していくのですか。

生涯学習課文化財保護室長

この県の大綱(秋田県文化財保存活用大綱)は、 県全体の方向性を示すものなので、横手市の地域計画の中で個別具体の部分を定めていくことになります。今回の大雪もそうですが、建物自体に手を加えることについての規制はありますが、雪と一緒に暮らしていかなければならないわけですから、その辺りの工夫していくことを支援していくことになると考えています。

なお、増田地区は建物が近接していますので、これまでどちらかといえば火災に対する防災設備について整備を進めてきている状況にあります。

北林康司委員(分科員)

分かりました。

もう一つ、私も長く教育公安委員を務めています が、学校が古くなれば見に行くことはよくありまし た。例えば工業高校の機械が古くなって、更新しな ければならないということで更新を行う際など実際 に見に行ったものです。今の工業高校や農業高校、 あるいは支援学校でどういうことを教えているかは 我々もあまり詳しく分からない部分があると思うの で、そういうところを是非案内するくらいのことを してほしいと思います。でないと議論していてもか み合わないでしょう。例えば金足農業高校には、ど ういう田んぼがあって、こんな畑があってとか、支 援学校においても、声の出る国語辞典など――かつ て私どもライオンズクラブ (日常生活の中で会員が クラブ活動を楽しみつつ地域社会に奉仕することを 目的とする社会奉仕団体。) で贈ったことがあるの ですが――今どんどん近代化されているでしょう。 だから、そういうところを一度——皆さんも支援学 校とかあまり見たことないでしょう――時間をみて 是非やりましょうよ。

委員長 (会長)

ほかにありませんか。

鶴田有司委員(分科員)

秋田県文化財保存活用大綱について質問します。 これは平成31年の文化財保護法改正に伴って策定 するものと思いますが、今までこれに準ずるものは 全くなかったのですか。

生涯学習課文化財保護室長

こうした形で方向性を示したものは、これまでありませんでした。

鶴田有司委員(分科員)

そうすると、今まで秋田県として取りまとめくらいはしていたということですか。

生涯学習課文化財保護室長

大綱に準じるものではないのですが、県の文化財 を保護していくためのものとして秋田県文化財保護 条例があって、それに基づいて個別に保存あるいは 活用のための施策を進めてきている現状です。

平成31年の文化財保護法の改正は、どちらかといえば、文化財をより活用できるようにという社会的なニーズの高まりがあって、一方では保存をないがしろにして活用するというのも具合の悪いことですので、そこら辺をバランス良く行っていけるように地域計画なりで示していくというのが法改正の本来の趣旨です。ただ、市町村によってばらつきがあまり大きくなるのも良くないので、県としての方向性も示しながら進める形で今回大綱を策定するものです。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。これを取りまとめて施策を進めるのは非常にいいことだと思いますし、文化財を活用するとの話もありましたから、いろいろな形の活用があると思いますが、進めていってください。

また、先ほど市町村は地域計画の作成ができるとの話がありましたが、作成するところと作成しないところが出てくるのではないかと思いますが、それはこれから呼び掛けていく感じになるのですか。

生涯学習課文化財保護室長

既に横手市と湯沢市はそれぞれの地域計画の策定を始めています。県内各市町村に作ってもらうように働き掛けをしていますし、秋田市など来年度から更に取組を進めていくところもあります。ただ町など規模の小さいところでは、すぐに独自の計画を策定するというのは難しい部分もあるかと思いますので、まず県全体の方向性を示すこととしたものです。

鶴田有司委員(分科員)

その地域計画の策定をそれぞれの市町村が独自に 行っていために、まず呼び掛けるわけですよね。費 用がどのくらい掛かるのかは分かりませんが、財政 的な支援もあるのですか。

生涯学習課文化財保護室長

国の補助事業で支援されている部分が半分程度あります。

鶴田有司委員(分科員)

その補助はそれぞれの市町村で受けられるのですか。

生涯学習課文化財保護室長

そうです。

鶴田有司委員(分科員)

分かりました。そういう支援もないと、それこそ 規模の小さな市町村ではそう簡単にできるものでは ないので、アドバイスやお手伝いがどんな感じでで きるか分かりませんが、市町村によってはその辺も 具体的に考えていかなければならないと思います。 横手市とか湯沢市の話が出ましたが、そういう独自 でやれるところはしっかりやっていただくというこ とですね。増田の町並みは重要文化財や重要伝統的 建造物群になっていますから、こうした取組の中で クローズアップできるようにお願いします。

生涯学習課文化財保護室長

湯沢市と横手市の地域計画の策定委員会にも毎回 当室の職員が行って相談などを受けていますし、県 の大綱と市町村の地域計画の整合性をとりながらサ ポートをしていく形になっていますので、この後も それぞれ計画に向かう市町村にはそうした手伝いを していきたいと思っています。

三浦茂人委員(分科員)

関連してですが、この文化財保護法が改正されて、 県は大綱を作り、市町村は具体的な行動計画の作成 ができるとのことですが、そうすると県は具体的な 行動計画までは作らないとの理解でよろしいでしょ うか。

生涯学習課文化財保護室長

文化財にはそれぞれ所有者がおり、それを支援する体制として市町村や県があります。県で現在個別に所有している文化財に関しては、あまり具体的ではないのですが、大綱の29ページに少し記載しており、県として個別計画を作ることまでは考えていません。

三浦茂人委員 (分科員)

ちょうど大綱の29ページのことを聞こうと思っていました。この大綱には第1章、第2章といろいろありますが、「保存」と「活用」という言葉があちこちに出てきます。保存はもちろん大前提で大事なのだが、活用をどう行っていくか、どうやって広く県民にそのすばらしさや重要性を認識してもらうかが一番大事だと思います。そういった意味で活用が大事だと思いますが、この29ページの県有文化財についてのところを読むと、「ここでは文化財の現状について述べることとする」と書かれていて、いろいろ事情はあるのだろうが、県有文化財の活用方法には全く触れられていないようです。これでは少しもったいないと思います。逆に県有文化財であ

れば、県が活用の具体例、参考例のような形で示してあげれば、市町村も「ああ、なるほど。こういうやり方もあるのだな。」となるのではないかと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

生涯学習課文化財保護室長

御指摘のとおりだと認識しています。ただ、奈良家住宅にしても――この中では奈良家住宅が文化財的な価値は非常に高いものなのですが、まずは今後、修理等を進めなければならない部分もあります。活用のためにはそれなりの手立てが必要となりますので、現時点で具体的な活用方法は示すことがなかなかできなかったものです。

三浦茂人委員(分科員)

まだまだやり方があるのかなと思っていたので、 これから検討していただきたいと申し添えて終わり ます。

あともう一点、この大綱の27ページ、第3章で調査候補の文化財の例が挙げられています。専門家などの意見を聞けばいろいろ出てくると思いますが、「調査が不十分な分野」というのは何をもって分類されているのか教えてもらえますか。

生涯学習課文化財保護室長

不十分という言い回しは確かに不適切かもしれません。例えば仏像についてですが、県指定の仏像の調査というのは、一番新しくても平成20年の前半に指定したもので止まっている状態です。それ以前の昭和50年代くらいの指定からなかなか進められない状況が続いてきました。寺社の仏像等の調査は、ここ7年くらいこつこつと進めていますが、その中で新たに平安時代まで遡るのではないかという仏像が見つかるなど、再度調査することで新たに確認されるものもありますので、そうした意味で「不十分」という表記をしています。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。宝物だが、それに気が付かないということもあると思うので、調査も大変だと思いますが頑張ってもらいたいと思います。

参考までに――付け加える必要はないのですが、 厩猿(まやざる。牛や馬の安産や健康などを祈願し、 牛小屋・馬小屋に祀られる猿の頭蓋骨や手の骨のこ と。)なども面白いと思っています。奈良家に行け ば、玄関入ってすぐ右側に厩(うまや)があります が、あそこにも厩猿があるのです。あれは東北地方 には多いと言われているらしく、私のうちにもある のだが――その存在意義については、個人的にも関 心を持っているところです。現存しているところは 少なく、調査が不十分な対象物ではないかと思いま す。参考までにそうしたものもあるということを念 頭に置いておいていただければと思います。

次に、これは大綱の38ページですが、「文化財

担当部局の体制強化」という項目で、「文化財全般 に係る専門的知見を有する人材育成を目的に文化庁 が実施する『文化財マネジメント職員養成研修』等 を活用し」とあるのですが、これは今までも行われ てきているのですか。こういう研修を受けた職員は 結構いるものなのか教えてください。

生涯学習課文化財保護室長

文化庁の文化財マネジメント職員養成研修は2年 前から始まったもので、現在、県内にその研修を受 けた者が3名います。

三浦茂人委員 (分科員)

では、この大綱を一つの契機として、これからもっと増やしていくのですか。

生涯学習課文化財保護室長

受講できる枠がそう多くはないのですが、県の職員もそうですし、市町村へも働き掛けて受講を進めていきたいと考えています。

三浦茂人委員(分科員)

分かりました。

では、これで最後にします。37ページに秋田県内の関係団体等として「秋田県登録文化財所有者の会」とあるのですが――こうしたものがあるとは知らなかったのですが、この会には県も関わりがあるのですか。

生涯学習課文化財保護室長

県が直接関わるものではありませんが、所有者の 会の事務局から連絡があれば、所有者の方々へ情報 提供を行うなど、そうした部分でお手伝いしてきた 経緯はあります。実際に、所有者の会ではそれぞれ の所有者同士で横のつながりを作りながら活動して いるという現状になっています。

三浦茂人委員(分科員)

何人くらいの集まりなのですか。文化財を保存する意味でもこうした連絡会は大事だと思うのだが、 県内広範囲に広がっているのでしょうか。

生涯学習課文化財保護室長

すみません、人数までは今すぐ出てこないのですが、県内全体の登録有形文化財を所有している方々に入っていただいていますので、全県的な組織になっています。

三浦茂人委員 (分科員)

分かりました。

委員長(会長)

よろしいですか。ほかに文化財保存活用大綱について御質問のある方はいませんか。

児玉政明委員 (分科員)

概要資料について質問させていただきます。「秋 田の宝」という項目がありますが、この中で特に

「多彩な伝統行事」については人の力といいますか、 担い手確保が非常に重要になってくると思います。

伝統行事に関しては強く推し進めていかなければならないと感じていますが、学校教育との連携とか担い手の育成の部分で——各市町村で地域計画は立てると思いますが——特に学校との連携について、どういったことを想定しているのかお聞かせ願います。

生涯学習課文化財保護室長

民俗芸能が分かりやすいと思いますが、これまでも、その地域の民俗芸能団体の方に学校へ来ていただいて、児童生徒との交流会を行うなど――今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが――そうした取組を行っていますので、そこを継続しながら進めていきたいと思っています。大綱では25ページに書いていますが、民俗芸能公開交流事業を中心としながら、ふるさと教育につながる形で学校との連携を図っていきたいと考えているところです。

児玉政明委員 (分科員)

特に小学校、中学校においては、地元の民俗芸能なり行事などがあれば、踊りだったり、演奏だったりを通して学んでいくのですが、例えばその地域にそうした行事がない場合には、独自に自分の学校の名前を付けた音頭とかをやっているところもあれば、何も行っていない学校もあります。行事のある地域は一生懸命やっているが、行事のない地域ではまるっきりやっていないという部分があるので、なるべく子供たちが民俗芸能に関わりを持てるような進め方をしてもらえればと思いますが、どうですか。

生涯学習課文化財保護室長

御指摘のとおり、自分の地域に民俗行事がないケースもあります。五城目町の例なのですが、学校も統合が進んでいるので、自分の地域ではありませんが、ほかの地域の民俗行事を勉強していたりします。学校で学んだことによって、ほかの地域に参加して継承につなげようという動きにつながっているところも出てきていますので、今後も配慮しながら行っていきたいと考えています。

児玉政明委員(分科員)

分かりました。

委員長(会長)

よろしいですか。ほかに。

佐々木雄太委員 (分科員)

学校教育の場という話が出たので関連して質問します。地元の仁賀保高校では、にかほ地域外からも通っている生徒がいる中で、にかほ市内の伝統芸能に触れる活動を活発にやっているのですが、そうした動きは県内のほかの高校でもあるものですか。せっかく大綱を新しく作るので、高校の現場でも広めていくことは考えていらっしゃいますか。

生涯学習課文化財保護室長

それぞれの学校の部活動の中で取り組まれている

ものと思います。由利高校の取組もよく取り上げられていますし、和洋高校の民謡等の活動もあります。 男鹿海洋高校もよく取り上げられていますので、それぞれ取り組んでいただいているものと捉えています。

先ほど申し上げた小学校における公開交流授業の中で、高校生が小学生と交流する場に来ることも実際にありますので、そうした機会をなるべく増やせるように取り組んでいければと考えているところです。

佐々木雄太委員 (分科員)

実は私も自分の集落の祭りで毎年小学生に太鼓を教えているのですが、各集落にずっと受け継がれている伝統芸能だったり、祭りだったりというものは各集落のレガシーだと思います。後世につないでいくためには非常に難儀する部分もあると思いますが、そうした祭りを通じて、また新たな発見だったりがあるわけです。私も指導をしている関係で、国際教養大学からアンケート調査が来ました。国際教養大学と県教育委員会との間の連携などはあるものですか。

生涯学習課文化財保護室長

国際教養大学が全県的な民俗芸能の調査をしたことがあり、その調査の際に連携させてもらっています。

佐々木雄太委員 (分科員)

安心しました。過去に調査があって、多分最近も 行われているはずです。是非そうした大学との連携 も活用しながら取組を進めていただくようお願いし ます。

生涯学習課文化財保護室長

国際教養大学が以前収録した映像等をこの後また 活用する方向で動いており、その中で今の団体の状 況を確認する仕事も行ってまして、当室も連携しな がら対応していますので、引き続き進めたいと思い ます。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

それでは、教育委員会関係のその他の所管事項に ついての質疑をお受けします。

北林康司委員(分科員)

予算の審査のときに、学校の新築に関連して、体育館等が避難場所等に利用される点について言及しました。市町村教育委員会のほうが関わりが大きいかもしれませんが、避難所の状況を見ていると、大分いろいろな設備が増えてきて、段ボールで区切ったり、この間の地震のときはテントが入っていたり――トイレの問題などもあります。一回知事と話を

して、あるいは市町村教育委員会とも話をしながら、 災害時の避難所としても対応できるものを造る方針 を是非立てていただきたい。そのように造ることが できれば、災害のときに避難した人にとってもあり がたいことだと思います。本県においては幸いにも 避難が長期となるものはあまりないだろうと思いま すが、いつどうなるか分かりませんので、知事部局 と相談してやっていただければと思いますが、どん なものでしょうか。

教育長

実際に災害が起きれば、被災された方は小学校、中学校関係なく、高校であっても避難してきます。 実際高校でも避難所開設マニュアルや危機管理マニュアル等については、ある程度学校単位で作っているのですが、市町村教育委員会ほど――小学校、中学校ほど避難等に関して市町村の部局との連携があるかといえば薄い部分がありますので、今後、避難所に関しては備品も含めて、知事部局や市町村とも機会を見て話をしていきたいと思います。

北林康司委員 (分科員)

それをお願いしておきます。

それから、あまり皆さんは好まないかもしれませんが、私はかつて教科書問題で皆さんに話をさせていただきましたが、なかなか共通認識を持っていただけずに教育センターまで行ったことがあるのです。

先般も新聞に出ていましたが、従軍慰安婦等の問題が記載されている教科書があるとのことで、軍艦島の問題等もありますし、そうした教科書等をこの場で見せていただくような方法を取っていただけないでしょうか。すごく大変なものが出ているという話です。例えば、「日本が韓国を統治したときには韓国語でなければ駄目だ。」などという誤解されやすい表現をしている資料集があって、その資料集がまた大変多いらしいのです。北海道のある市では、小学校で85種類、4万7,410円、中学校では40種類、2万3,942円もの補助教材が使われているとのことです。ですから、本県はどうなっているかを一回見てみたい。

私は特に従軍慰安婦とか南京の虐殺とか、あるいは軍艦島とか正に事実でない、誤ったことが書かれていることについては、やはり是非声を大にして訂正していくべきものと思うし、文部科学省の教科書検定はどうなのか、これにも声を上げていくべきものだろうと思います。間違ったことを教えていくことによって、日本はこんなに悪いことをしたのだ、だから韓国や中国が何を言ってもいいではないかという意見も出てきますし、あるいは拉致のときも一これは国会議員の皆さんですが一まず日本が北朝鮮に謝るべきだと話をした例もあるのです。しかし、日本に来て拉致していった行為は国家主権を侵

したことですから、それをまず解決すべきだろうと 我々は運動してきたのですが、そういう国会議員も いたのも事実です。先般も救う会(北朝鮮に拉致された日本人を救出する秋田の会)で映画を作り、知事にも見てもらって、教育委員会からも来ていただ さましたが――事実をしっかりと教えていたがには、間違ったものについては正していく必要が据しなければなりません。恐らく北海道のその市においても、分からないうちに学校で単独で買っているのです。学校で買っていて、教育委員会は全く関知していないような資料集があるので、そういうことを一遍調べてみましょうよ。皆さんが分かっているならいいですが、どうですか。

教育次長 (石川政昭)

教科書については、検定を通過した後、その年度 に使うものについては一式そろえられます。そうし た場は学校で設定していますので、それを御覧いた だくことは可能だと思います。

あわせて、学校で使う資料については、県内各市町村で経済的な負担にならないように配慮されてきていると思いますので、以前に比べれば大分精査されているものと思います。ただ、一校一校の学校全てについて、どのような教科書等を使用しているかは、こちらでも把握し切れていない部分もあります。

北林康司委員 (分科員)

我々が行って全部読んで探すのは申し訳ないが時間的に無理だと思います。皆さん方は教科書のどこにそういうものが書いているか分かるでしょうから、是非この場へ持ってきていただければ、あるいは協議会でもいいのでやらさせていただけないでしょうか。

それから、資料集は学校単独らしいのです。学校 で買って、それがビジネスになっているとか。それ は別問題として、その中身が問題だと思います。私 がかつて福祉環境委員会に所属していたときは、こ ういうものは子供たちに読んでもらおうということ で副読本の話を福祉環境委員会から何回か提案した こともありました。資料集では「日本はそんなに悪 いことしたかな。」と感じる記載もあります。台湾 に行ってみると日本のおかげで教育は良くなったと も聞きますし、実際に国立大学だって名古屋大学よ り先に韓国に造ったでしょう。韓国の次がたしか台 湾で、その次に名古屋大学ですよね。それくらい日 本は教育に配慮してきたはずです。そういうことも あるのだと子供たちに是非教えてほしい。だからと いって私は大東亜戦争を肯定するわけではないです、 戦争はやめるべきだと思う。私は、この三十何年か の間に戦争で亡くなったパプアニューギニアだとか そういうところは延べ80回くらい参拝しています。 しかし一方で、あの人たちが戦ったおかげで日本は 発展してきたのだという思いもありますから、何か 戦争をやったことが全て悪い、遺族会の人たちが悪 い、軍人が悪いというのは違うのではないかと思い ます。東京都が作った副読本を一回見てください。 石原さんが知事の時代に作ったものですが、大東亜 戦争は自衛のためにやむを得なかったのだと、あの マッカーサーがアメリカの議会で証言しているので す。そういうことをしっかり東京都は教えているの です。そういうことのためにも、資料を是非提供し ていただけませんか。

義務教育課長

今出版されている教科書を委員にお見せすることはできると思いますし、先ほど次長も申しましたが、その教材はいろいろな種類がありますので、物があればサンプルを少しお見せすることはできると思います。1つ心配な点として、我々に御意見を頂くことはできると思いますが、いいとか悪いとかを認定して何かアクションを起こすことについてはかなり慎重にならなければならないと思います。

北林康司委員 (分科員)

認定なんておこがましい話ですが、現実にこういうものが読まれている、出されているという共通の 認識を持つことができるでしょう。それが売られて いる、買われているのだから、それもビジネスであって、そこまでは口を挟むつもりはないですよ。要 は子供たちに間違ったものを読ませていいのかを考 えていかなければならない。若い人たちからは「日本だって悪いことをしたのでしょう。」とも聞きま す。先ほど申し上げた映画についても、知事は「子 供たちに是非見せていただきたい。」と話していま したので、是非教科書や資料集について見せていた だくようお願いします。

義務教育課長

検討させていただきたいと思います。

委員長 (会長)

ほかに、ありませんか。

佐々木雄太委員 (分科員)

今冬の大雪で――昨日、おとといもかなりの強風が吹いたのですが――農業被害は結構クローズアップされるのですが、学校とか教育委員会で所管している建物被害などは明らかになっていますか。

総務課施設整備室長

今まとめているところではありますが、今回の強風による軽微なものとしては、新聞でも報じられたとおり秋田市内の中学校等で天井の一部落下があったとか、外壁の剥がれがありました。被害が若干大きなものとしては、八郎潟小中学校の体育館外壁の落下があります。被害総額は概算で、600万円ほどになりそうです。

県立学校等でもいろいろと樹木が倒れたとか、ガラスが割れたとか、屋根の一部が剥がれたなど、全て大きいものではないのですが、そうした報告はざっと9件ほど来ています。県立学校で若干被害が大きいものでは、角館高校の定時制ですが、樹木が倒れてフェンスにもたれ掛かっていて、フェンスが7メートルほど破損してしまったものがあります。

あともう一つ、横手城南高校で校庭に屋根付きのスロープがあるのですが、1月の大雪のときに屋根から落ちてきた雪に押されて傾いてしまったことがありました。1月の大雪による大きい被害はこれくらいだと思っています。当然そのときにも何件か小さい破損等はありましたが、今つかんでいる状況としては大体以上のとおりです。

佐々木雄太委員 (分科員)

では、幸いにも人的被害にはつながらなかったのですか。そういう報道もなかったので、それは不幸中の幸いだったのかもしれません。

そうすれば、今年度の予算内できちんと修繕等は できるのですか。

総務課施設整備室長

すぐに取りかかれるものについては、今年度予算を使ってやりますが、被害が大きいものについては 新年度に入ってから当初予算で対応していかなけれ ばならないと思っています。先ほど横手城南高校の 話をしましたが、こちらはもう撤去まで済んでいま す。

佐々木雄太委員 (分科員)

小中学校にしろ、高等学校にしろ、学校で学ぶ児 童、生徒に支障のないように対応していただきたい というお願いでした。

委員長 (会長)

ほかに。

児玉政明委員 (分科員)

1点お願いします。学校建設の関係なのですが、 県内の林業振興のため、これまでも結構学校建設に は県産材等を利用してきたと思いますが、これから も、私の地元である鹿角市の統合校も含めて学校建 設は相当数あると思いますので、更に積極的に木造 化なり木質化等を進めていっていただきたいと思い ますが、いかがでしょうか。

総務課施設整備室長

県産材の利用については、県の方針として、何らかの整備事業等を行うときにはどれだけ利用できるかについて最初に検討することになっています。 学校であれば3階建て、4階建てになったりしますので木造はかなり難しいのですが、例えばセミナーハウス棟や部室棟等については、完全に木造で造るといったことをしてきています。

更に、今能代科学技術高校の整備事業を行ってい

ますが、この後第2体育館の建築に入っていきます。 延べ床面積が2,000平米くらいなのですが、半 分を鉄骨で造り、残る半分——トレーニングルーム とか武道場部分については木造で造る形になってい ます。木質化ではなくて木造で造りますので、大量 に県産材等が使われるものと考えています。これ以 外の内装等についても、できる限り予算の範囲内で 木質化することを実際にやってきています。

児玉政明委員(分科員)

鹿角地区には県有林もあるようなので、講堂などの部分で是非積極的に使ってもらいたい、また、昨日北林委員からも話があったのですが、長く使える施設を目指してやっていただければと思いますので、お願いします。

総務課施設整備室長

鹿角小坂地区の統合校については、既存の花輪高校の校舎を使いますが、現状の校舎はロの字の形で2辺がRC(Reinforced Concreteの略。鉄筋コンクリートのこと。)、もう2辺が木造の建物になっており、従前から木造で造られています。今回増築する実習棟については、敷地が狭く複数階の建物となるため、木造でなくRC造になるのですが、先ほど申し上げたとおり、できる限り木質化について検討していきたいと思います。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

以上で教育委員会関係の所管事項についての質疑 を終了します。

本日はこれをもって散会し、3月4日木曜日、予 算特別委員会終了後に委員会を開き、当初予算関係 の付託議案の討論・採決を行います。

散会します。

午前11時23分 散会

令和3年3月4日(木曜日)

本日の会議案件

1 議案第67号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を 改正する条例案 (討論・採決)

(原案を可とすべきもの)

2 議案第68号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する 条例案 (討論・採決)

(原案を可とすべきもの)

3 議案第69号

秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 案 (討論・採決)

(原案を可とすべきもの)

4 請願第7号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための政府予算に係る意見書採択に関する請願に ついて (継続審査とすべきもの)

5 請願第11号

秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について (継続審査とすべきもの)

6 請願第41号

高等学校の現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

(討論・採決)

(採択すべきもの) (執行機関へ送付)

本日の出席状況

出席委員

委員長 髙 橋 武 浩 副委員長 佐々木 雄 太 委 員 北林 司 康 委 員 鶴田 有 司 委 員 児 玉 政 明 委 浦茂 員 人

書 記

議会事務局議事課(政務調査課兼任)

山 崎 裕 介 議会事務局政務調査課 安 原 駿 平 教育庁総務課 川 田 悟 志 警察本部警務部総務課 高 岡 義 明

会議の概要

午後1時32分 開議

出席委員

委員	長		髙	橋	武	浩
副委員長		佐人	木	雄	太	
委	員		北	林	康	司
委	員		鶴	田	有	司
委	員		児	玉	政	明
委	員		三	浦	茂	人

説明者

教育長	安	田	浩	幸	
教育次長	小	西	弘	紀	
教育次長	石	Ш	政	昭	
総務課長	片	村	有	希	
警察本部長	久	田		誠	
警務部長	後	藤	健力	比郎	
## 7/4 40 45 45 (34) 4/4 7/4 3/4 3/4 3/4					

警務部参事官(兼)総務課長

阿 部 哲 也 伊 藤 勝

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

警務部会計課長

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、 本委員会における付託議案に関する質疑は、終局し たものと認めます。

それでは、付託議案について、討論・採決を行います。

議案第67号、議案第68号及び議案第69号、 以上3件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。

議案第67号ほか2件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第67号ほか2件は原案のとおり可決すべき ものと、決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

初めに、請願第7号「義務教育費国庫負担制度2 分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採 択に関する請願について」及び請願第11号「秋田 県立西目高等学校再編整備に係る請願について」を 一括議題とします。

請願第7号及び請願第11号の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第7号及び請願第11号は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、請願第7号及び請願第11号は、本定例 会中、審査を継続することに決定されました。

次に、請願第41号「高等学校の現場において、 乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願に ついて」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第41号は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、請願第41号は、採択すべきものと決定されました。

この際、お諮りします。

ただいま採択となりました請願については、執行 機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求 したいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認め、送付することに決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました当 初予算関係の案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後1時35分 散会